

助成申請書

申請日 2024年 4月 12日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 東京都大田区大森北二丁目3番15号
申請団体の名称 公益社団法人日本サードセクター
代表者の氏名 田島 誠
法人番号 8011005003327

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 申請団体の名称：公益社団法人日本サードセクター経営者協会
- 申請団体の住所：東京都大田区大森北二丁目3番15号
- 資金分配団体等としての 東京都大田区大森北二丁目3番15号
業務を行う事務所の所在地：愛知県名古屋市中区平安一丁目9番22号
- 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について
（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
- 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

- 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体等としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体等の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体等としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体等に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体等に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体等に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）

当団体は、資金分配団体等としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体等としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 ※「資金分配団体の公募」通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について申請時に登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報^{※1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

申請時提出書類	「資金分配団体」 の公募		「活動支援団体」 の公募
	通常枠	緊急枠	
1 助成申請書		○	
2 事業計画書		○	
3 資金計画書等		○	
4 団体情報		○	
5 役員名簿		○	
6 規程類必須項目確認書（規程類確認書）		○	
7 定款		○	
8 規程類	○		○
9 登記事項証明書（全部事項証明書）	○		○
10 事業報告書（過去3年分）	○		○
11 決算報告書類（過去3年分）	○※2	○※3	— ※2
12 事前評価結果			○
13 安全管理・危機管理実施体制表		○※4	
以上に加え、コンソーシアムで申請の場合			
・ コンソーシアムの実施体制表		○	
・ コンソーシアムに関する誓約書		○	
・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての申請書類		上記取扱いに準じる	

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 「資金分配団体の公募」通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業、「活動支援団体の公募」については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※3 前年度分のみとなります。

※4 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

以上

休眠預金活用事業 事業計画書【2023年度 活動支援団体】

基本情報				
申請団体		活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	ツリー型ロジック・モデルと中期戦略計画に基づく事前・中間・事後評価の伴走支援		
	事業名（副）			
	団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	コンソーシアムの有無	なし
支援対象区分		②民間公益活動の担い手育成		
支援内容分野1		B組織運営		
支援内容分野2		D社会的インパクト評価		
支援内容分野3				
支援内容分野4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	○ ① 経済的困難など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	○ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	
	○ ⑨ その他	
	○ (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
		○ ④ 働くことが困難な人への支援
		- ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
		- ⑥女性の経済的自立への支援
		○ ⑨ その他
○ (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動		
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
	○ ⑨ その他	
	その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
8.働きがいも経済成長も	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	中長期的視点に立つて事業計画を立てることができ、安定的で継続的な事業を展開することが可能になる。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	支援対象団体が事業を展開することで、行政を含めた地域でどのような変化が起こるかを計画の段階で想定できる。これにより目指す姿に近づくためにすべきこと、必要な協働相手を戦略的に検討することができる。

I. 団体概要

(1)設立目的・理念	168/200字
サードセクター組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい(つなぐ)、経営力を高め(伸ばす)、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、我が国が直面する様々な社会的課題の解決に向けて、サードセクターをはじめ、企業セクターならびに行政セクターが、各々適切な役割を果たす多元的な社会を実現する。	
(2)団体の主な活動	191/200字
①つなぐ事業：サードセクター組織の経営者同士が経営課題を話し合う相互援助の場と機会を提供する。 ②伸ばす事業：各種講座・セミナーの開催を通じてサードセクター組織の経営力を向上し、コンサルタントの養成・派遣により次世代の経営者層を育成する。 ③提言事業：サードセクター組織の経営者集団としての立場から各種調査研究活動を実施し、政府・行政や企業、社会に対する提言活動を行う。	

II. 事業概要

				資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2024/7/16	(終了)	2027/3/31	対象地域	全国
事業概要	①組織の基盤強化のための中期戦略策定支援 ツリー型ロジックモデルシート（TLM）とビジネスモデルシート（BM）を活用し、ビジョン達成のための有効で魅力的な事業群を企画立案し、その一つ一つの事業においてどのように資源をひきつけるのかを考え、持続可能な収益構造をもつ中期戦略策定支援を行う。ロジックモデル（LM）は色々あるが、TLMは単線型LMをいくつか集めたものとは質的に違った独自の特徴を持っている。最大の特徴は、単線型LMがややもすると特定事業の正当化に陥りやすいのに対して、TLMは事業ありきではなく、ビジョンから逆算して演繹的に長期成果をMECEに分解し事業とつなげていくという特徴をもつ。BMは一つ一つの事業において、資源提供者は誰か、どのような資源をひきつけるためにどのような工夫をしてどのような価値を資源提供者に与えるのかを緻密に考える。ファンドレイジングを寄付に矮小化しないで、「稼ぐ」も考える。また、稼ぐはBto B、BtoC、BtoGなどを具体的に考える。どのような事業群で、どのように基盤を強化していくのかTLMやBMを活用し中期戦略を策定していく。詳細な作り方とともに事例集を作成し、広く実行団体、休眠預金の申請を考えている団体に活用いただけるようにする。 ②事前評価と指標作成支援 事前評価は重要であり、なおかつ専門家による支援が必要な分野である。手間暇をかけてTLMを作成し、まずは論理評価にてその事業の有効性を検証する。次にTLMの各段階に指標を設定する。当法人のオリジナルの手法にて、よりよい指標を考え、その指標の数字をとっていく工夫をする。 ③中間評価、事後評価支援 単線の指標の趨勢を鑑み、事業が予定通り進行しているか評価する。当法人オリジナルのTLMの点検シートを活用し中間評価、事後評価の支援を行い事業の改善について提案できるようにする。					
788/800字						

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)支援対象として想定している団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	983/1000字
サードセクター組織としてはNPO法人49,987（2024.2.29現在 内閣府NPOホームページ）一般法人86,482（一般社団法人77,757一般財団法人7,725、2024.4.11現在 国税庁法人番号公表サイト以下同じ）、公益法人9,706（公益社団法人4,157公益財団法人5,549）社会福祉法人21,231学校法人7,950ほかソーシャルビジネス事業体としての株式会社や合同会社等含め多様な組織形態がある。NPO法人のうち6割は財政規模が5 0 0 万以下である。一般法人、社会福祉法人、株式会社等は行政サービスの提供だけにとどまる事業体も多い。対価を得にくい活動のために拠点を整備し、有給職員を雇用市継続的に経営することは困難を極める。早い段階で3年後か5年後の中期戦略を作成し、成長イメージをもって、関係者のベクトルを合わせて力量を発揮していくことが重要である。また、よくノウハウ移転のような事業展開を考える場合があるが、もともと対価を得にくい活動を行うNPO等にとっては、「誰が」「どこで」行うかによって、活用できる資源が異なるはずである。だからこそ、各サードセクター組織が自分たちの強みを伸ばしチャンスを活かすためにも中期戦略を作成する必要がある。サードセクター組織はトライアンドエラーで工夫を重ねて行くことが多い。その過程にてサードセクター組織を経営できる「ひと」も育っていく。ファンドレイジングに関しては寄付に矮小化せず、稼ぐことを諦めないで考える。稼ぐにしても企業や市民からだけでなく、政府行政の委託事業を担うことができるように、成果の「見える化」をする。経営資源をふんだんに活用することで基盤を強化し、人材を確保し育て、行政ではできないサービスを産みだすことができるのではないかと。かつてアメリカのタイズ財団は私たちは小さなNPOを支援していると自負していたがその支援先の財政規模は3 0 0 0 万以上であった。日本では3 0 0 万〜5 0 0 万ぐらいのNPO等を3 0 0 0 万ぐらいの財政規模にすることが緊要である。その財政規模3 0 0 0 万以上のサードセクター組織が小さなNPO等と重層的に活動を展開することが求められる。評価に関しては、助成金を申請するための事業ありきの評価になりがちであり、評価の必要性や意味、意義の理解がすすむようにしていくことが求められる。	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	397/400字
全国に363の市民活動センター等が設置され、約25％が公設公営、約70％が公設民営、約5％が民設民営となっている（日本NPOセンター実態調査2022）。サードセクター組織には、小額の会費寄付ボランティアで活動するNPO等と継続的に事業を展開し拠点をもち、有給職員を雇用するNPO等とは経営のあり方が異なり、それらへの支援のあり方も異なる。休眠預金を活用するNPO等は後者である。後者に対する支援は専門性が必要となり、総合マーケット型の今の市民活動センターからの支援では不十分である。行政からは小額の助成金を交付、会議室や・印刷機の貸し出し、法人設立や会計などのセミナーにとどまっている。中小企業庁ではよろず支援拠点にて中小企業診断士等が経営のサポートをするが、ビジョンを達成するというサードセクター組織の経営の特徴を重視しないので、サードセクター組織の良さが損なわれるということも起きている。	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	395/400字
団体はビジョン達成のための持続可能なサードセクター組織となるための中期戦略を策定できる。評価が面倒である、もしくは申請のためにとりあえず評価をやってみるということだけでなく、評価の必要性を理解し、評価ありきでなく、ビジョン達成のための評価を推進することができるようになる。特に事前評価についてその重要性を理解し、丁寧に作成することでこれまでのような事前評価への手戻りが少なくなる。TLMを作成し論理評価を行い、そこに指標を設定し初めて現状値や目標値を設定できる。事業ありきのあつづけのLMや指標では、目標達成のための工夫をすることは難しくなり、事業をこなすということになりがちである。専門性のある活動支援団体と資金分配団体がすみわけ連携することで、資金分配団体は事業の展開に関する伴走支援を行うことができる。また政府・行政からの直接支援では主体性に乏しくなり民間のよさを発揮することが難しい。	

Ⅳ.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体数	15
(2)-1 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、活動地域・分野・内容	
現在資金分配団体が存在しない地域は和国と三重である。その地域を含み全国とし、経営者の資質を重視し、成長意欲のある団体を対象とする。分野については、NPO法人に関する内閣府の2022年のデータでは、保健・医療・福祉が約29,000団体と1位。2位が社会教育、3位が子どもの健全育成である。また、環境保全系の団体でも、子どもに対して環境教育を行うことが多いため、福祉、子どもなどは選択しているところが多い。よって、こども分野の活動を展開する団体の支援を行い全体の底上げをする。また、こども分野で活動する団体のリーダーやスタッフは3 0 代、4 0 代の世代が活動している。第一世代のNPOを継承するのでなく、今の社会情勢にて、課題を捉え、新たなミッション、ビジョンにてNPOを設立し活動している。それらの世代の創設期にアプローチすることが重要であり、その組織の成長を加速させることができる。	
(2)-2 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、組織形態・規模	
一般社団法人やNPO法人などが想定されるが株式会社や有限会社、合同会社等組織形態は限定しない。ミッション、ビジョンを明確にしたい組織を対象とする。そのミッション、ビジョン達成のために、これまで、どのような事業をどのようなファンドレイジング（寄付だけと矮小化しない）で実践したかを事前にヒヤリングする。有給、無給問わず、人材を確保し、事務局長をおくことができる組織を考えている。財政規模としては3 0 0 万以上で成長意欲のある組織を考えている。	

(3)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	197/200字
支援対象団体がミッション、ビジョン達成のための持続可能な収益構造をもつための中期戦略を策定することができる。その団体が策定された中期戦略の目標達成のために、機敏に柔軟に判断しながら事業を展開していくことができる。また、助成金の交付をうけるために評価を行うのでなく、その意味や意義、活用を理解することができ、TLMをPDCAの各段階に活用することでサードセクターが成果志向への組織と成長していく。	

(4)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的事業目的）		62/100字
活動支援プログラムの目的	指標	100字
TLMをPDCAの各段階に活用し実施－評価－改善を繰り返すことで、ビジョン達成のための成果志向の経営ができるようになっている	PDCAサイクルへの各段階へのTLMの活用数	初期値/初期状態 100字 中間評価時の値/状態 100字 目標値/目標状態（目標達成時期） 100字
	0	8 回×1 5 団体＝1 2 0

(4)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）		100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態 100字 中間評価時の値/状態 100字 目標値/目標状態（目標達成時期） 100字
短期アウトカム						
支援対象支援対象団体が関係者自らの想いによりTLMを作成している			ツリー型ロジックモデルシート作成への理事・職員・関係者等参加者数	○	0	1 0 人×1 5 団体
支援対象団体の関係者がTLMの点検シートを活用について理解している			点検の意義や必要性を感じた人の割合	○	初期値/初期状態	8 0 %
どの資金提供者にどのような価値を与えるのか、その価値を生み出すためにどのような工夫ができるのか一つ一人の事業において緻密に考えている			①自己資金調達額 ②ビジネスモデルシートの数（1事業につき1枚）	○	0	①3 0 万 ②3 枚×1 5 ＝4 5
地域の市民・行政・企業が支援対象団体の存在や活動を知り参加や参画を始める			支援対象団体の活動に参加や参画しようとするひとの数	○	0	30人×1 5 団体＝4 5 0 人

(4)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)	100字	指標	100字	モニタ リング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
支援対象団体が研修会や交流会に参加する		講座・交流会への延べ参加者数		○			10人×15団体=150人	
支援対象団体がTLM作成支援を受ける		作成支援回数		○			3回×15団体=45回	
支援対象団体が中間評価・事後評価の研修を受ける		中間評価・事後評価の研修への参加者数		○			5人×15団体=75人	
支援対象団体が中間評価・事後評価の伴走支援を受ける。		伴走支援へのべ参加者数					4人×3回×12団体=144回	
支援対象団体がBMの作成支援をうける		伴走支援回数					3回×15団体=45回	
支援対象団体の地域の市民・行政・企業の方がワークショップやセミナーに参加する		セミナーやワークへの参加者数					30人×15団体=450人	

(4)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間
01 ツリー型ロジックモデル策定に必要な知見や技能の習得のための講座や研修を開催する。		2024年9月から10月、2025年9月から10月
02 ビジネスモデルシート作成に必要な知見や技能の習得のための講座や研修を開催する。		2024年9月～2025年10月
03 活動支援団体に対しTLM、BM作成のための個別伴走支援を行う。		2024年11月～2026年9月
04 中間評価、事後評価のための研修会を開催する。		2026年2月～6月
05 中間評価、事後評価のための伴走支援を行う		2026年6月～2027年1月
06 TLMとBMを活用した中期戦略作成支援を行う		2027年2月
07 指標作成支援を行う		2024年11月から12月、2025年11月から12月
中間評価、事後評価のマニュアルを作成する		2026年1月
TLMとBMや中期戦略の事例集を作成する		2027年1月～2月

(4)-5 インプット	
人材	事業統括責任者：藤岡喜美子 事業担当者： 会計： アドバイザー：後房雄、JACEVO認定コンサルタント
資機材	ディスプレイ、TLM入力フォーム

V. 支援対象団体の募集/選定	
(1) 募集方法や案件発掘の工夫	200/200字
全国のNPOセンターから団体へのメルマガやセンター関係者からの個別案内。三重県は、当法人東海支部にて日頃からつながりのあるNPOセンターでセミナー開催と告知。四国は香川のまちづくり推進隊、愛媛のU.grandma Japanなどの協力のもとセミナー開催や本事業の広報を行う。能登半島地震を支援を行っており、被災地で活動するNPO等が申請できるように被災地の支援組織と連携しセミナーを開催し告知する。	
(2) 支援対象団体が抱える課題の検証方法（組織診断方法等）	531/1000字
1. ビジョン設定シートを記載していただき、その後関係者に対しヒヤリング 捉えている地域や社会の課題、それが達成された状態（ミッション、ビジョンの明確さ）、今行っている事業と今後やりたい事業、第1の顧客と顧客に与える価値、第2の顧客と顧客に与える価値 2. 経営診断シートを記載していただきその後関係者に対しヒヤリング ①財政規模と資金調達の構造（委託事業、パウチャー制度、助成金、自主事業、会費、寄付）②受益者のニーズ把握方法 ③組織のマネジメント（理事会開催数、理事会審議事項、事務局会議開催状況）④事業実施のためのノウハウ、専門性 ⑤人材の育成と確保について⑥発信力、ネットワーク力（HPやSNSの活用、フォロアー数等、関連機関との連携状況） ⑥経営者のリーダーシップの特徴や強み⑦情報システム（書類やデータの管理） ⑦コンプライアンス⑧組織体制（有給職員数、基本給等労働条件） ⑧評価の実施について⑨事業計画の記載内容⑩会計の体制について 3. 関係者へのグループインタビュー 事業推進における課題と組織運営に関する課題の洗い出しをグループインタビューにて行う。その後アンケート票を作成し、課題の優先順位を調査する 4. 組織のコアメンバーへの個別インタビュー	
(3) 休職預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	57/200字
理事、職員に対して、他団体の理事や職員への従事状況の調査を行う。利益相反に関係することは誓約書を作成していただく。	

(2) 支援実績と成果 714/800字

(3) 支援ノウハウ 218/400字

(4) 实施体制	364/400字
----------	----------

(5)コンソーシアム利用有無	あり
----------------	----

(6)従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）

氏名	役割・役職	実績・資格等
----	-------	--------

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制 138/400字

当協会では、公益法人として求められる法令遵守、各種規定などの諸規則、契約その他の社会的な信頼を守るために厳守すべき社会規範としての倫理など、コンプライアンス上の問題を的確に管理・処理するためのコンプライアンス規定に基づき、常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置している。

休眠預金活用事業 評価計画書【2023年度活動支援団体】

申請団体		活動支援団体	
資金分配団体	事業名	ツリー型ロジック・モデルと中期戦略計画に基づく事前・中間・事後評価の伴走支援	
	団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	
事業期間		2024年7月16日 ～ 2028年03月31日	

I.評価計画

(1) 評価の目的（何に重点を置いて評価を行ったか）	
①事前評価	TLMの妥当性（筋道が論理的か）
②中間評価	実施状況の適切性（アウトプットは計画通り産出されたか）
③事後評価	アウトプットは事業目標を達成するために十分であったか。短期成果は達成されているか、達成されていない場合その要因と改善策

(2) 評価スケジュール (3) 評価実施体制		
	中間評価	事後評価
実施時期	2026年3月31日	2027年3月31日
提出時期	2026年5月31日	2027年5月31日
実施体制	統括責任者：藤岡喜美子 事業責任者：[redacted] その他、評価事業担当の戸野憲一及びTLM作成支援の後房雄で行う。 また支援対象団体にも評価に加わっていただき、協働して評価を行う。	統括責任者：藤岡喜美子 事業責任者 [redacted] その他、評価事業担当の戸野憲一及び支援の後房雄で行う。また支援対象団体にも評価に加わっていただき、協働して評価を行う
評価関連経費（金額）		
評価関連経費の使用方法	TLM検証の助言	TLMの助言

(4) 評価表		
①事前評価		
【課題の妥当性】	【評価基準】	【測定方法】
・どのような団体のどのような課題を解決しようとするのか。	・団体のビジョンから逆算した長期成果となっているか	・支援対象団体のミッションと現状を活動
・組織・活動上の課題の解決が、社会課題の解決の担い手育成につながるか。	・団体と構成員のスキル向上につながるか	・支援対象団体のスタッフがどのようなス
【支援対象の妥当性】		
・支援対象団体の想定は適切か	・核となる構成員が情報を共有できる規模・体制か	・支援対象団体の構成員の規模・情報共有

事業期間		2024/07/16 ~ 2027/03/31	
活動支援団体	事業名	ツリー型ロジック・モデルと中期戦略計画に基づく事前・中間・事後評価の伴走支援	
	団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	

		助成金	
事業費			50,000,000
	直接事業費		42,500,000
	管理の経費		7,500,000
評価関連経費			2,500,000
合計			52,500,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
事業費 (A)	14,278,400	18,950,800	16,770,800	0	50,000,000
直接事業費	12,294,000	16,193,000	14,013,000	0	42,500,000
管理の経費	1,984,400	2,757,800	2,757,800	0	7,500,000

2. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
評価関連経費 (B)	540,000	960,000	1,000,000	0	2,500,000

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
助成金計(A+B)	14,818,400	19,910,800	17,770,800	0	52,500,000

(1)事業費の補助率

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		公益社団法人日本サードセクター経営者協会	
郵便番号		143-0016	
都道府県		東京都	
市区町村		大田区大森北二丁目	
番地等		3番15号下川ビル4階パシオンTOKYO内	
電話番号		03-3768-6000	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://jacevo.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2009/09/01	
法人格取得年月日		2009/12/28	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タジマセイイチ
	氏名	田島誠一
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ウシロフサオ
	氏名	後房雄
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	57
理事・取締役数 [人]	9
評議員 [人]	46
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体会員数 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	46
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	37
個人その他会員 [人]	9

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	2010年～2011年、内閣府地域社会雇用創造事業 起業支援金交付 147社（交付額：263,000,000円） 2012年 復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 63社（交付額：157,500,000円） 2020年 休眠預金 新型コロナウイルス対応支援助成事業 12社（交付額25,500,000円） 2022年 休眠預金 通常枠 6社（交付額136,932,025円）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。☒

「合欄の入力方法」に注意点

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

任意

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	持続可能な経営戦略支援
団体名:	公益社団法人日本サードセクター経営者協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	15条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	16条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	15条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	16条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	14条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	19条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	22条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会運営規定	4条(1)
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規定	4条(2)
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	36条 5条(理事会運営規程)
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	36条 6条(理事会運営規程)
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	34条 6条(理事会運営規程)
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	39条 8条(理事会運営規程)
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	42条 13条(理事会運営規程)
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規程	8条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	26条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	27条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員の報酬等及び費用に関する規程	30条(定款) 3条(役員の報酬等…)
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に関する規程	5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	25条(5)、51条(8)、53条(9)、54条(10)
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定、情報公開規程	8条(倫理規程) 情報公開規程全条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定、個人情報保護に関する基本方針	9条(倫理規程) 個人情報…全条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	3条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	1条、4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款、事務局規程	56条(定款) 1条(事務局規程)
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	2条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	3条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	5条、6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	12条、13条、16条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	4条、6条、12条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	5条、7条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	16条、17条、18条、19条、20条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	3条、10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	6条、21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	9条、11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	22条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章(16～19条)
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章(42～48条)

公益社団法人日本サードセクター経営者協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協会は、公益社団法人 日本サードセクター経営者協会と称する。

2 この協会の英文法人名は、The Japan Association of Chief Executives of Voluntary Organizations (通称：JACEVO) とする。

(事務)

第2条 この協会は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2. この協会は、従たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

3. この協会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 この協会は、非営利セクター（サードセクター）組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい(つなぐ)、経営力を高め(伸ばす)、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、もってわが国が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たす多元的な社会の実現を目指すことを目的とする。

(事 業)

第4条

この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を全国において行うものとする。

(1) サードセクター経営者をつなぐことに資する事業

ア 経験交流事業

イ 委員会・部会運営事業

ウ 広報事業

(2) サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業

ア 講座・研修会等イベント事業

イ 相談・コンサルティング事業

ウ 出版事業

(3) サードセクターとしての提言活動をするに資する事業

ア 調査研究事業

イ 政策提言事業

ウ 他セクター関係者との対話交流事業

(事業年度)

第5条 この協会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この協会の会員は次の3種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下この規定において「一般社団・財団法人法」という。)に規定する社員とする。

(1) 正会員：サードセクター組織の実質的な経営者(CEO)

(2) 奨励準会員：サードセクター組織にて仕事をしており、次期経営者候補となり得る者で正会員2名の推薦がある者

(3) 準会員：正会員、奨励準会員以外の入会を希望するすべての個人

2 本定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で別に定める。

(入 会)

第7条 この協会の趣旨に賛同して会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、この協会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(4) 1年以上会費を滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき

- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更

- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招 集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第18条

社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、4名以内を代表理事とし、2名以内を「一般社団・財団法人法」第9条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事のうちより常務理事1名を選任することができる。
- 4 監事は、この協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 執行理事は、代表理事を補佐し、この協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、この協会の日常業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求

すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には社員総会の決議により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの協会との取引
- (3) この協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけ

るこの協会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第32条 この協会は、役員「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この協会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(設置)

- 第33条 この協会に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、代表理事のうち1名がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第44条 この協会の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 この協会の事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録は、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 この協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第48条 この協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益社団法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配禁止)

第49条 この協会は剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 この協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第52条 この協会は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下この規程において「公益認定法」という)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、「公益認定法」第5条17号に掲げる法人のうち、類似の目的を持つサードセクター組織に贈与するものとする。

第7章 委員会等

(委員会及び部会)

第55条 この協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選定する。

- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第56条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 公告の方法

(公 告)

第58条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 補 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、「一般社団・財団法人法」に定める社員総会の決議を必要とする事項を除き、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第60条 本定款に規定のない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」並びに「公益認定法」その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、この協会の成立の日から施行する。
- 2 この協会の設立時の理事は、次に掲げる者である。

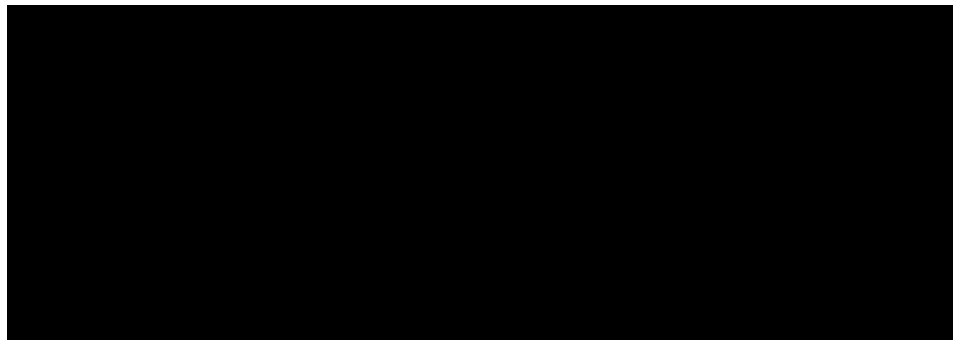
後房雄
宇都木法男
太田達男
大西健丞
加藤哲夫
曾根原久司
田島誠一
深尾昌峰
藤岡喜美子

- 3 この協会の設立時の監事は、次に掲げる者である。

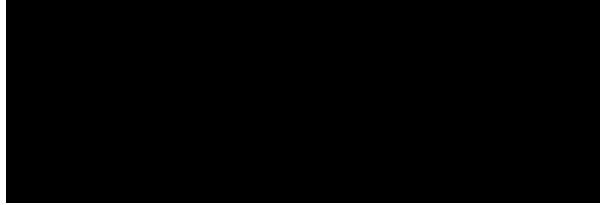
加藤俊也
山田尚武

- 4 設立時社員の氏名又は名称、及び住所は、次のとおりである。

後房雄
宇都木法男
太田達男
大西健丞
加藤哲夫
加藤俊也
曾根原久司



田島誠一
深尾昌峰
藤岡喜美子
山田尚武



- 5 この協会の設立当初の事業計画および収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この協会の設立当初の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年8月31日とする。
- 7 この協会の設立当初の会員の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、以下に定めるものとする。ただし、任意団体「日本サードセクター経営者協会設立準備会」に既に1年分の会費を納入したものについては設立当初の事業年度の年会費を減免することがある。

正会員、奨励準会員、準会員 一口：10,000 円

以上、一般社団法人日本サードセクター経営者協会設立のため、下記の設立時社員は、共同して定款を作成しこれに署名する。

2009年9月1日

設立時社員

附則(平成22年11月14日社員総会決議)

この定款の変更は、この協会が行政庁より公益認定を受けた日から施行する。
ただし、第2条、第49条については社員総会決議日より即日施行する。

履歴事項全部証明書

東京都大田区大森北二丁目3番15号
公益社団法人日本サードセクター経営者協会

会社法人等番号	0110-05-003327	
名 称	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	
主たる事務所	東京都大田区大森北二丁目3番15号	
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。	
法人成立の年月日	平成21年12月28日	
目的等	当法人は、非営利セクター（サードセクター）組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい（つなぐ）、経営力を高め（伸ばす）、さまざまな提言活動を行う（提言する）ことにより、もってわが国が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たす多面的な社会の実現を目指すことを目的とする。 当法人は上記の目的を達成するため次の事業を全国において行う。 1 サードセクター経営者をつなぐことに資する事業 ア 経験交流事業 イ 委員会・部会運営事業 ウ 広報事業 2 サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業 ア 講座・研修会等イベント事業 イ 相談・コンサルティング事業 ウ 出版事業 3 サードセクターとしての提言活動をすることに資する事業 ア 調査研究事業 イ 政策提言事業 ウ 他セクター関係者との対話交流事業	
役員に関する事項	代表理事 後 房 雄	令和 1年11月28日重任
		令和 1年12月23日登記
	代表理事 後 房 雄	令和 3年11月27日重任
		令和 3年12月16日登記

	代表理事 田 島 誠 一	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 重任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登記
	代表理事 田 島 誠 一	令和 3 年 1 1 月 2 7 日 重任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登記
	理事 後 房 雄 理事 後 房 雄	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 重任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登記
		令和 3 年 1 1 月 2 7 日 重任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登記
	理事 田 島 誠 一 理事 田 島 誠 一	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 重任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登記
		令和 3 年 1 1 月 2 7 日 重任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登記
	理事 藤 岡 喜 美 子 理事 藤 岡 喜 美 子	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 重任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登記
		令和 3 年 1 1 月 2 7 日 重任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登記
	理事 池 本 修 悟 理事 池 本 修 悟	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 重任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登記
		令和 3 年 1 1 月 2 7 日 重任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登記
	理事 小 西 由 美 枝 理事 小 西 由 美 枝	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 重任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登記
		令和 3 年 1 1 月 2 7 日 重任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登記

	<u>理事</u> <u>藤 方 正 浩</u>	令和 1年11月28日重任
		令和 1年12月23日登記
		令和 2年 5月31日辞任
		令和 2年 6月26日登記
	<u>理事</u> <u>今 村 正 治</u>	令和 1年11月28日就任
		令和 1年12月23日登記
	<u>理事</u> <u>今 村 正 治</u>	令和 3年11月27日重任
		令和 3年12月16日登記
	<u>理事</u> <u>菅 家 功</u>	令和 1年11月28日就任
		令和 1年12月23日登記
		令和 2年 8月20日辞任
		令和 2年12月 3日登記
	<u>理事</u> <u>岩 岡 ひ と み</u>	令和 1年11月28日就任
		令和 1年12月23日登記
	<u>理事</u> <u>岩 岡 ひ と み</u>	令和 3年11月27日重任
		令和 3年12月16日登記
		令和 5年 4月20日辞任
		令和 5年 6月 2日登記
	<u>理事</u> <u>野々山理恵子</u>	令和 2年11月20日就任
		令和 2年12月 3日登記
	<u>理事</u> <u>野々山理恵子</u>	令和 3年11月27日重任
		令和 3年12月16日登記
	<u>監事</u> <u>山 田 尚 武</u>	平成29年11月26日重任
		平成29年12月26日登記
		令和 3年11月27日重任
		令和 3年12月16日登記

	監事 大 崎 泰 寛	令和 1 年 1 1 月 2 8 日 就 任
		令和 1 年 1 2 月 2 3 日 登 記
		令和 3 年 1 1 月 2 7 日 辞 任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登 記
	監事 小 山 章 仁	令和 3 年 1 1 月 2 7 日 就 任
		令和 3 年 1 2 月 1 6 日 登 記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。	
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、外部役員等との間で、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	
従たる事務所	1 名古屋市北区平安一丁目9番22号	平成31年 4 月 1 日 設 置
		平成31年 4 月 1 2 日 登 記
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	平成28年3月1日東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目13番地11号から主たる事務所移転 平成28年 3 月 2 3 日 登 記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

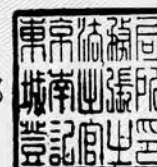
(東京法務局城南出張所管轄)

令和 5 年 1 2 月 8 日

東京法務局城南出張所

登記官

中 山 要 次 郎



第 1 2 期 事業報告

2020 年 9 月 1 日～2021 年 8 月 31 日

公益社団法人

日本サードセクター経営者協会

I 基本方針

1. 事業に関する方針

政府・行政（第一セクター）や企業（第二セクター）に比べて力量が乏しく分断されていたサードセクター組織が連携・協力し社会的存在感が小さかった日本のサードセクターの形成を目指します。ビジョンと活力あふれるサードセクターが加わることで、三つのセクターがそれぞれ適切な役割を果たす多様な社会の実現することを目指します。設立時の理念の確かさを自覚し、下記に焦点を当て、事業を展開していきます。

- ・ 経営者の孤軍奮闘状況とセクター内部の縦割り構造の解消
- ・ 個々の非営利組織に求められている、自律的で成果を追求した経営力の向上
- ・ 公共サービス改革へのセクターとしての方針の表明と対応

サードセクター組織経営者の能力開発事業

（つなぐ事業）

iSB 公共未来塾の修了生が中心となって集まり、部会活動として、互いに情報交換したり、経験交流を行いました。法人 12 期は、ギフテッドチルドレンに関する啓発や調査に関しての部会を新たに立ち上げました。

また、clubhouse や YouTube、ZOOM などを活用し、サードセクター組織のリーダーの話しを聞いたり、意見交換する機会を設けました。

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

（伸ばす事業）

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援において重要なことは人材養成です。恒例の iSB 公共未来塾（5 日間 10 コマ）を 6 クール開催しました。iSB 公共未来塾は、営利・非営利どちらの組織も対象としていること、受講生がビジョンを描くことをサポートすること、ツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を行い、社会性重視の経営ができるような軸をつくるサポートをすることが特徴です。

また、社会的インパクト評価のツールとして注目されているロジックモデルの中でも、当協会が開発したツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を

行いました。

新型コロナウイルスの影響は、ひとり親、障害児・多胎児がみえる等弱い立場にある家庭にさらに負荷がかかっています。時間がたつにつれてストレスが増してくる状況は東日本大震災や熊本地震の避難所の課題に類似しています。DV や児童虐待はあってはならないことではありますが、感染拡大によりさらに深刻化する可能性があります。感染拡大の恐怖により高齢者が自発的に外出を自粛する傾向もあり、過去の災害時においても要介護認定者の動作が不自由になり、長く続けば続くほど、ゆっくりと確実に高齢者の機能や能力は低下していきます。

このように新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化していますが、同時にこれらを解決するためのサードセクター組織の活動もまた、対面や濃厚接触が必要であるために活動が困難になっていることが今回の事態に特有の重大な課題となっています。感染拡大を抑止しながら、サードセクター組織が活動を実践するにあたり、工夫をして成果をあげられるような新たな様式活動を編み出していく支援をしました。

サードセクターの在り方に関する調査・研究と提言事業

(提言する事業)

新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化しています。増大するニーズを把握し、新たなチャレンジをしているサードセクター組織の経営実態や工夫をヒヤリング調査し、法人 13 期の提言活動につなげていきます。

2. 運営に関する方針

全国各地のサードセクター組織の経営者と連携をとり、協力を頂きながら、iSB 公共未来塾の開催や個別コンサルティングを行い、サードセクター組織が活力ある活動ができるように支援をしてきました。

Ⅱ 事業報告

1. サードセクター組織経営者の能力開発事業

1) 部会活動

iSB 公共未来塾の卒業生が全国各地で地域にしっかり足をつけ、活躍をしています。先輩サードセクター組織の経営者や iSB 公共未来塾の卒業生をゲストに招いてお話しを聞いたり、互いの経験を交流し、情報交換しました。

(1) ケイエール IHACK 藤さんの相談室

Clubhouse を活用し、iSB 公共未来塾の卒業生や、当協会のプロジェクトと連携・協力をしているサードセクター組織のリーダーをお招きし、起業の動機、事業の内容、事業の工夫や特徴、今後の展望などをお聞きし、参加者からの質疑応答とともに意見交換を行いました。

運営サポートは iSB 公共未来塾の卒業生等がボランティアで行いました。

- 第1回 桑野りささん Bread Salon Lisa オーナー
- 第2回 飯沼ミチエさん 駐在妻のネットワーク
- 第3回 喜納弘子さん エイムアテイン（株）代表取締役社長
（内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援）
- 第4回 廣中桃子さん 合同会社 nimai-nitai 代表
（内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援）
- 第5回 八丸由紀子さん 一般社団法人 美馬森 Japan 理事長
（復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援）
- 第6回 富吉恵子さん 一般社団法人 ギフテッド応援隊代表理事
- 第7回 比家ゆかりさん （株）EATMO 代表取締役
- 第8回 岡部扶美子さん 認定特定非営利活動法人パンドラの会前代表理事
- 第9回 山口巴さん 特定非営利活動法人 LotuS
（復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援）
- 第10回 起業して間もない3人の起業家
 - こども食堂をおうちで開業した保育士の家崎桃子さん
 - ネット上に仮想商店街を起業した加藤みずほさん
 - 防災・減災活動を行う特定非営利活動法人 CONNECT
 - 代表の原田美奈子さん

下のリンクの「ケイエール」にクラブメンバーとして登録して下さるかフォローしてください。

<https://www.joinclubhouse.com/club/ケイエール ihach 藤さんの相談部屋>

(2) 私のできるが未来を切り拓く「起業家物語」

iSB 公共未来塾の卒業生や会員の起業物語を紹介しています。

○第1回

廣中桃子さん

合同会社 nimai-nitai 代表

デザイナー カディプロジェクト発起人

(内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援)

1984 年生まれ。2007 年 在学中に、マザーテレサに興味を持ちインドを旅する。道中にブッダガヤを訪ね、以来この村の人々との交流がはじまる。

2009 年任意団体「nimai」として、村の女性たちに裁縫の指導をスタート。インド綿を手紡ぎ手織りした”カディ”を用いてハンカチやストールを制作し販売を開始。

2010 年 iSB 公共未来塾 1 期生(公益社団法人日本サードセクター経営者協会実施)で、起業支援金を獲得し「合同会社 nimai-nitai」として法人登記。

2015 年 首都デリーおよびブッダガヤの 2 拠点で日本向けの衣料・雑貨を生産する体制を作る。

2020 年 インド法人設立

2022 年 カディの糸を紡ぎ就労の機会を作る「カディプロジェクト」開始予定。

歳月が経たった今でも、何度訪ねても、いくら長く滞在しても、この土地での私は外国人であることに変わりはありませんでした。それは、いくら現地のためにやっていたとしても、自分のエゴに過ぎないという事を自覚する、ということの繰り返しでした。それでも、何ができるだろうかと、その意味を考え続け、フェアトレードと呼ばれるビジネスを通した関係が、この村と繋がり続けれるひとつの答えでした。援助では本当の意味で自立はできない、一緒に汗水流して、力強く生き抜いて欲しい、という想いが事業の根底にあります。



○第2回

八丸由紀子さん

一般社団法人 美馬森 Japan 理事長

(復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 iSB 公共未来塾にて支援)



多くの人に馬や森の魅力に触れ癒されて欲しいという願いから、被災地である宮城県東松島市に「馬と共に」移転、法人を設立。

馬とのふれあい、牧場でのお仕事体験など様々なプログラムを通し、未来を見据えた子育て支援、復興支援を行っています。

○第3回

岡部扶美子さん

認定特定非営利活動法人パンドラの会
前代表理事

岡部さんは、障がい者が地域社会で一般市民とともに働き、社会参画していけることを目指し、知的障がいのある子を育てる親たちと1996年「パンドラの会」を創設。

以来、地元企業の協力も得ながら、障がい者の働く場の運営や就労支援などを行っています。



※動画は下記からご覧ください。

<https://brainnavi-online.com/set/1864>

(3) リレー講演会

理事や会員が話題提供を行い、参加者と意見交換する、リレー式の講演会を開催しました。

○第1回

日時：2020年11月20日（金）

19時～20時半

テーマ：「ベーシック・インカム(BI)」

内容：コロナ対策の定額給付金10万円を経験し、また、日本に即した具体的な提案が出されたこともあり、BIが話題となりつつあります。そこで、BIの狙い、具体的な制度設計、財源の試算、現在の社会保障の何をやめて何を残すのか、なぜ豊かな人にも一律に支給するのか、BIは労働意欲を阻害するのか、などなどの論点を参加者とともに考えました。

スピーカー：後 房雄氏



○第2回

日時：2020年12月18日（金）19時～20時半

テーマ：「格差分断世界と教育の未来」

内容：日本では教育環境格差が大きな問題となっています。またアメリカ大統領選挙におけるトランプ氏の「善戦」の背景には、高学歴エリートへの根深い不信があるとも言われています。コロナウイルスの感染拡大が世界を覆うなかで、格差分断がさらに深刻化するとの見方もありますが、新しい社会を切り拓く次世代リーダーを育てる教育への期待も高まっています。

教育は、いまや格差分断を助長し、うみだす存在となってしまったのか。

それとも世界の希望をになう人材をうみだす可能性があるのか。

スピーカー：今村正治氏



○第3回

日時：2021年1月15日（金）19時～20時半

テーマ：「人の進化と福祉・介護（ヒトが人になる過程で獲得してきたこと）」

内容：私たちは人類の遠い先祖はアフリカの豊かな熱帯雨林の中の暮らしを離れ、草原に出ていきました。

森を追われたサルたち（ホモ・サピエンスの祖先）はやむをえず道具を持ち、集団で飢えや寒さへの対応といっ

た問題を互いに認識しあい、これらの問題に立ち向かう行動や役割を認め合いました。言語の獲得によるコミュニケーション能力の向上が集団の紐帯を強くしました。こうしてヒトは短時間で世界中に広がっていったのでした。草原での生活は、ほかのサルとは異なり、食物のある場所で食事をせず、採取したものを持ち帰る行動をとることになりました。集団で暮らすようになったこともあって、サルに現れる「共認」行動も発達しました。私たちが子供の成長や仕事など社会生活の様々な場面で他者からの期待に応えることで自己も満足するという行動です。共認が充足される体験の積み重ねによって、私たちは成長を遂げてきたように思えます。

こうしたことが、高齢者のケアなど、動物として得意な行動の礎となっているように考えます。

スピーカー：田島誠一氏



○第4回

日時：2021年2月19日（金）

19時～20時半

テーマ 「社会的連帯経済と社会的養護」

内容：昨年度、18歳未満の子どもが親などの保護者から虐待を受けたとして児童相談所が

対応した件数は全国で19万3780件にのぼりました。前年度より3万3942件、率にして21.2%増えて、過去最多を更新しています。

厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」によって、これからの社会的養護の進むべき方向と目標が示されるなかで、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切れるライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立し、社会的養護を経た若者の自立支援施策を充実させることについても言及されています。

しかし、現実はまだ追いついておらず新型コロナウイルス感染拡大の中で、児童養護施設を巣立った若者の「緊急小口資金も、生活保護も相談したけどだめでした・・・国から死ねと言われている気持ちでいっぱいです。」というショッキングな言葉がネットに流れました。

このような状況下で、私が事務局を担当している生活協同組合、労働組合、労働者協同組合、社会福祉法人、NPO、社会的企業、研究者などで構成する首都圏若者サポートネットワークも社会的養護を巣立った若者を支援する団体にアンケートを実施し、「若者おうえん基金新型コロナ緊急助成」を行いました。今回のセミナーでは、この事例を糸口に、現状の社会保障や社会的養護の課題について一緒に考えていければと思います。

スピーカー：池本修吾



○第5回

日時：2021年4月23日（金）19時～20時半

テーマ：「きっかけはバナナ？一本のバナナを選ぶことから社会を変える～私と生協のお話～」

内容：資本主義が行き詰まりを見せ混沌としてきている今、SDGsなどで協同組合が注目されています。協同組合に参加する人は世界で10億人以上。経済の分野で一般からの注目度は低いですが、実はかなり多くの割合を占めています。資本と市場中心の経済とは別の経済システム。社会連帯経済の一角をしめる歴史を持った仕組みで、市民による経済だと私は考えています。



私たち一人ひとりの力は小さく、何も変えられない、と思うことも多い世の中ですが、一人ひとりが集まって多くの力の集合となると社会を変えることも可能になってきます。そこを目指してずっと活動してきました。日本に生協～生活協同組合は 260 以上あり、延べで 3000 万人近い組合員がいます。その生協のひとつに何故関わるようになり、何をしてきて、何を考えてきたか、を全くの一個人としての視点から語ります。

スピーカー：野々山理恵子

(4)「ギフテッド」も生きやすい社会にする部会

「ギフテッド」も生きやすい社会にする部会活動を始めました。

どんな子どもも枠にとらわれず、好きなことに挑戦し、生き生きと楽しい人生を生活している社会を実現するために、まだ日本ではなじみが薄く、誤解されやすい「ギフテッド」についての啓発活動を行いました。

ギフテッドについてのセミナーの開催準備を行い、2021 年 8 月 18 日に web セミナーを開催し、500 名の方満席の申し込みを頂きました。

2) 年次大会

今期は年次大会を開催しませんでした。

新型コロナウイルスの影響により、対面や濃厚接触で効果をだしてきたサードセクター組織の活動が困難になりました。増大するニーズにチャレンジをしているサードセクター組織の活動をヒヤリングし、法人 13 期に、その事例報告会と今後に向けてのパネルディスカッションの開催を予定しています。

2. サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

1) 地域社会雇用創造事業

社会性重視の経営を行う起業家の支援のための起業塾を 7 回開催しました。ビジョンを描き、事業コンセプトを整理していく参加型の起業塾です。

(1) 第1回「女性向け起業塾」(オンライン開催)

日程

2020年11月7日(土)、14日(土)、21日(土)、28日(土)

12月12日(土)

9:30~12:30 全5回 15時間

参加者:14名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	11/7 (土) 9:30~ 12:30	自分の想いを言葉にしてみよう	・そもそもビジネスとは ・ビジョンの重要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	山内マヤコ
第2日目	11/14 (土) 9:30~ 12:30	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
		ビジネスモデルとは	・ビジネスモデルとは何か ・ビジネスモデルの類型 ・持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第3日目	11/21 (土) 9:30~ 12:30	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
		マーケティング基礎	・ターゲット・マーケティング(STP) ・マーケティングの4P	1.5	小久保和人
第4日目	11/28 (土) 13:30~ 16:30	会計の基礎と資金調達	・会計とはなにか ・収支計画のつくりかた	1.5	藤岡喜美子
		広報戦略	・広報について ・チラシの作り方	1.5	坂田静香
第5日目	12/12 (土) 9:30~ 12:30	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子
		ビジネスプランのブラッシュアップ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子

講師

山内マヤコさん ゲストハウス&サロン京都 「月と」
 坂田静香さん NPO法人男女共同参画おおた理事長
 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(2) 第2回「城南支援スクール」(オンライン開催)

日程：2020年11月13日(金)、20日(金)、27日(金)

12月4日(金)、11日(金)

13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：15名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	11/13 (金) 13:00 ～ 16:00	自分の想いを言葉にしてみよう	・そもそもビジネスとは ・ビジョンの重要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	大屋幸子
第2日目	11/20 (金) 13:00 ～ 16:00	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
		ビジネスモデルとは	・ビジネスモデルとは何か ・ビジネスモデルの類型 ・持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第3日目	11/27 (金) 13:00 ～ 16:00	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
		マーケティング基礎	・ターゲット・マーケティング(STP) ・マーケティングの4P	1.5	小久保和人
第4日目	12/4 (金) 13:00 ～ 16:00	会計の基礎	・会計とはなにか ・収支計画のつくりかた	1.5	城南信用金庫
		資金調達	・広報について ・チラシの作り方	1.5	城南信用金庫

第 5 日目	12/11 (金)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子 城南信用金庫
	13:00 ～ 16:00	ビジネスプラン のブラッシュア ップ	コメンテーターと受講生によ るブラッシュアップ	1.5	小久保和人 藤岡喜美子 城南信用金庫

講師

大屋幸子さん 株式会社 大鵬（ソーシャルファーム）
 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 城南信用金庫 経営サポート部
 坂田静香さん N P O 法人男女共同参画おおた理事長
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

（３）第３回 「女性のための創業セミナー」（オンライン開催）

日程：２０２０年１２月１７日（木）、２０２１年１月８日（金）、１５日（金）、
 ２２日（金）、２９日（金）

９：３０～１２：３０ 全５回 １５時間

参加者：１４名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第 1 日目	12/17 (木)	自分の想いを言葉 にしてみよう	・ミッションとビジョンの重 要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
	13:30 ～ 16:30	事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	関なをみ
第 2 日目	1/8 (金)	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・ シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	ビジネスモデルと は	・ビジネスモデルとは何か ・ビジネスモデルの類型 ・持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第 3 日目	1/15 (金)	商品サービスのコ ンセプトづくり	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人 (中小企業診断士)
	9:30～	マーケティング基	・ターゲットマーケティング	1.5	小久保和人

	12:30	礎	(STP) ・マーケティングの 4P		
第 4 日目	1/22 (金)	会計の基礎 資金調達	・会計の基礎 ・融資・補助金等	1.5	西武信用金庫
	9:30～ 12:30	クラウドファンデ ィング	・信頼と共感 ・クラウドファンディング	1.5	大高健志
第 5 日目	1/29 (金)	ビジネスプランの 発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	ビジネスプランの ブラッシュアップ	コメンテーターと受講生によ るブラッシュアップ	1.5	小久保和人 藤岡喜美子

講師

大高健志さん MotionGallery・POPcorn 代表
小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
西武信用金庫
関 なおみさん サニーサイドラボ・サニーサイドマルシェ
藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(4) 第 4 回「世田谷女性創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021 年 1 月 18 日(月)、25 日(月)、2 月 1 日(月)

8 日(月)、15 日(月)

9：30～12：30 全 5 回 15 時間

参加者 15 名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第 1 日目	1/18 (月)	自分の想いを言葉にして みよう	・そもそもビジネスとは ・ビジョンの重要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	山崎あゆみ
第 2 日目	1/25 (月)	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・シートの意味と活用	1.5	藤岡喜美子

	9:30～ 12:30		・事業アイデアの出し方		
		ビジネスモデルとは	・ビジネスモデルとは何か ・ビジネスモデルの類型 ・持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第3日目	2/1 (月) 9:30～ 12:30	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
		マーケティング基礎	・ターゲット・マーケティング (STP) ・マーケティングの 4P	1.5	小久保和人
第4日目	2/8 (月) 9:30～ 12:30	会計の基礎	・会計とはなにか ・収支計画のつくりかた	1.5	昭和信用金庫
		資金調達	・資金調達	1.5	大高 健志
第5日目	2/15 (月) 9:30～ 12:30	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子
		ビジネスプランのブラッシュアップ	コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ	1.5	小久保和人 藤岡喜美子

講師

大高健志さん MotionGallery・POPcorn 代表

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

昭和信用金庫

山崎 あゆみさん 自然療法サロン なちゅら

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(5) 第5回「地域を元気に！創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021年1月16日(土)、23日(土)、30日(土)

2月6日(土)、20日(土)

9:30～12:30 全5回 15時間

参加者：14名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第1日目	1/23 (土)	自分の想いを言葉にして みよう	・そもそもビジネスとは ・ビジョンの重要性	1.5	藤岡喜美子

	9:30～		・ビジョンを描く		
	12:30	事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	田尻久美子
第2日目	1/30 (土)	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・ シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	ビジネスモデルとは	・ビジネスモデルとは何か ・ビジネスモデルの類型 ・持続可能な収益構造	1.5	藤岡喜美子
第3日目	2/6 (土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
	9:30～ 12:30	マーケティング基礎	・ターゲット・マーケティング (STP) ・マーケティングの4P	1.5	小久保和人
第4日目	2/13 (土)	会計の基礎と資金調達	・会計とはなにか ・収支計画のつくりかた	1.5	大崎泰寛
	9:30～ 12:30	広報戦略	・広報について ・SNSの活用	1.5	向田邦江
第5日目	2/20 (土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子
	9:30～ 12:30	ビジネスプランの ブラッシュアップ	コメンテーターと受講生による ブラッシュアップ	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子

講師

大崎泰寛さん	大崎泰寛税理士事務所 代表税理士
大高健志さん	MotionGallery・POPcorn 代表
小久保和人さん	K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
田尻久美子さん	株式会社カラーズ 代表取締役
丸山恵子さん	ウーマンネット（株）代表取締役
藤岡喜美子	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(6) 第6回「シニアの力で地域を元気に！創業スクール」
(オンライン開催)

日程：2021年2月7日(日)、14日(日)、21日(日)、27日(土)

28日(日) 13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：8名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第1日目	2/7 (日) 13:00 ～ 16:00	自分の想いを言葉にして みよう	・そもそもビジネスとは ・ビジョンの重要性 ・ビジョンを描く	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業にあたっての心構え	1.5	川田理恵
第2日目	2/14 (日) 13:00 ～ 16:00	事業の企画立案	・ツリー型ロジック・モデル・ シートの意味と活用 ・事業アイデアの出し方	1.5	藤岡喜美子
		ビジネスモデルとは	・ビジネスモデルとは何か ・持続可能な収益構造 ・演習シートの使い方	1.5	藤岡喜美子
第3日目	2/21 (日) 13:00 ～ 16:00	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える	1.5	小久保和人
		マーケティング基礎	・ターゲット・マーケティング (STP) ・マーケティングの4P	1.5	小久保和人
第4日目	2/27 (土) 13:00～ 16:00	会計の基礎と資金調達	・会計とはなにか ・収支計画の作りかた	1.5	大崎泰寛
		広報戦略	・広報戦略に基礎 ・シニアのための SNS 活用	1.5	丸山恵子
第5日目	2/28 (日) 13:00 ～ 16:00	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子
		ビジネスプランの ブラッシュアップ	コメンテーターと受講生による ブラッシュアップ	1.5	小久保和人 坂田静香 藤岡喜美子

講師

大崎泰寛さん	大崎泰寛税理士事務所 代表税理士
川田理恵さん	株式会社ポリアンナ代表取締役社長
小久保和人さん	K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
丸山恵子さん	ウーマンネット（株）代表取締役
藤岡喜美子	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

（７）第７回 「女性向け創業スクール」（オンライン開催）

日程：２０２１年７月５日（月）、１２日（月）、１９日（月）、２６日（月）

８月２日（月）

９：３０～１２：３０ 全５回 １５時間

参加者：２５名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第１日 目	7/5(月)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	桑野りさ
第２日 目	7/12(月)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第３日 目	7/19(月)	会計の基礎	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	共立信用組合 藤岡喜美子
		資金調達と資金繰り	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	共立信用組合 藤岡喜美子
第４日 目	7/26(月)	プランをつくる	・５Ｗ１Ｈ ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		事業を実行する 顧客を得る	顧客を得る 広報戦略	1.5	藤岡喜美子

第5日目	8/2(月)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子
		ビジネスプランのブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	小久保和人 藤岡喜美子

講師

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 桑野りさん Bread Salon Lisa オーナー
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

2) フルコストリカバリーセミナー

iSB 公共未来塾や講師に招かれたときに、フルコストとは何かという理解、フルコストの回収の必要性を啓発しました。

3) 自主セミナー

(1) ソーシャルインパクト評価とロジックモデル

日時：2021年7月3日（土）10:00～12:00

参加者：27名

場所：オンライン

内容：ソーシャルインパクト評価において、用いられる代表的な手法の一つあるロジックモデルについて解説しました。また、当協会の代表理事後房雄が考案したツリー型ロジックモデルは評価のためのツールでなく、成果を生だすために経営のマネジメント サイクルに関係づけて活用します。

事前評価、中間 評価、成果評価の混迷についても議論しました。

(2) ロジックモデルをつくろう

日時：2021年7月17日（土）、24日（土）

参加者：4名

場所：オンライン

内容：成果志向の経営のために社会的インパクト評価のツールとしてロジックモデルが注目されています。ロジックモデルはいろいろありますが、ツリー型ロジック・モデル・シートは、評価のためだけのツールではありません。ビジョン達成のために魅力ある事業を企画立案し、実践し、評価・改善するというP-D-C-Aのマネジメントサイクルに関係づけることで、成果をうみだす組織へと成長していきます。その活動を可視化していくことができます。つくり方を聞いただけではつくること難しく、セミナーで考案者とともに一緒につくりました。

<新しい活動様式を生み出すために>

新型コロナウイルスの感染対策をしながら、ITなどを活用し、新たな活動様式をうみだそうとするサードセクター組織に対し研修会や勉強会を開催しました。

(3) 感染対策勉強会

第1回

日時：2020年10月26日(月)17時から19時

講師：大橋博樹先生

参加者：13名

第2回

日時：2020年11月6日(金)15時から17時

講師：齋藤昭彦先生

参加者：9名

第3回

日時：2021年1月27日(水)19時から20時

参加者：17名

<講師プロフィール>

大橋博樹先生

2000年獨協医科大学卒業、武蔵野赤十字病院で初期研修の後、聖マリアンナ医科大学総合診療内科に入局、その後筑波大学附属病院総合診療科、亀田総合病院家庭医診療科で研修し、2006年4月より川崎市立多摩病院総合診療科医長。

2010 年 4 月多摩ファミリークリニックを開業。日本プライマリ・ケア連合学会認定家庭医療専門医。日本プライマリ・ケア連合学会副理事長。川崎市医師会理事。日本専門医機構総合診療専門医検討委員会専攻医・指導医部会部会長。東京医科歯科大学臨床准教授。聖マリアンナ医科大学非常勤講師

齋藤昭彦先生

新潟大学大学院 医歯学総合研究科 小児科学分野 教授、副医学部長 1991 年新潟大学医学部卒業。日本での小児科、米国での小児科、小児感染症の臨床のトレーニング後、2004 年カルフォルニア大学サンディエゴ校小児科助教授。米国で臨床医として、研究者として、多くの業績をあげる。2008 年に帰国、国立成育医療研究センターを経て 2011 年より現職。専門は、小児感染症、特に小児の臨床ウイルス学、予防接種。NHK の「きょうの健康」、「総合診療医ドクターG」など、一般向けのテレビ出演も多数。現在、日本小児科学会理事、日本小児感染症学会理事などの要職を務める。

（４）IT 活用研修会

第 1 回

日時：2021 年 2 月 10 日（水）18 時から 19 時半

講師：小林ゲンさん

参加者：14 名

内容：SNS の違い・活用の注意点

ライフラインコミュニケーションとして今や必須となりつつある SNS。メインになる LINE、facebook、nstagram、Twitter の違いと活用方法それぞれの SNS ごとのルールや、セキュリティ、注意事項、アカウント作成方法など具体的に学びました。

第 2 回

日時：2021 年 2 月 24 日（水）18 時から 19 時半

講師：小林ゲンさん

参加者：17 名

内容：YouTube 動画活用

コロナ渦の中でますます注目を集める YouTube。有効活用するには、その仕組み

や成り立ちをきちんと把握することが大切です。スマホアプリを使った動画の簡単な作成などをお伝えしました。

第3回

日時：2021年2月17日（水）14時から15時半

講師：野口一徳さん

参加者：11名

内容：新型コロナウイルスの対策などでテレワークやそれに伴う ICT 化が急速に進みました。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の流れは、効率的なデータ処理とコミュニケーションを可能にしています。

一方では、ICT システムの脆弱性や業務手順の不完全な部分を突いたサイバー攻撃を受けたり、誤って情報を流出させたりするセキュリティインシデントが起きています。

情報資産を守る情報セキュリティの基本的な内容について確認し、情報流出やサイバー攻撃の最近の傾向などについても理解しましょう。

また、最近では GAFA を相手に訴訟が起きている個人情報の取り扱いについても傾向を見てみましょう。

<講師プロフィール>

小林ゲン氏

株式会社 DOES-iINTERNATIONAL プロジェクトディレクター

株式会社 AnyWhere コミュニティマネージャー

コワーキングスペース DIGIMA BASE コミュニティマネージャー1983 年生まれ。2006 年、文星芸術大学・文化服装学院卒業。卒業後すぐに仲間とともにデザインオフィスを起業するもわずか1年で廃業。経験、知識、計画、人脈、環境 etc …あらゆるモノの必要性に気づくことができず、全てを諦めた過去がある。

その後、地元・福島の飲食企業に入社し9年間店舗責任者として従事。2017 年に KFS コンサルティングに転職。東京都認定インキュベーション施設〈DIGIMA BASE〉コミュニティマネージャーに就任。過去の失敗を活かし、これから創業／創業初期の利用者に対する様々なサポートを提供。株式会社ダズ・インターナショナルにて、日本企業の海外進出をサポートするためのマーケティングリサーチ／プロモーション戦略担当、動画／Web サイト制作ディレクター、インフ

ルエンサーマネージャーとして活動を開始。株式会社 AnyWhere にてオンラインプラットフォーム<TeamPlace>事業を担当する。

野口 一徳さん

情報処理安全確保支援士、東京電機大学 非常勤講師、日本工学院専門学校 講師、 職業訓練指導員（情報処理）

NTT データで ICT システムに関わり、現在は大学や専門学校の非常勤講師などを生業にしている。専門分野としては、情報セキュリティと情報工学で、取り分けネットワークとデータベースへの関わりが多く、Cisco ネットワーキングアカデミーのインストラクタなどの実務的な内容でのネットワークエンジニア育成にも携わっている。情報処理安全確保支援士関係では地方自治体の個人情報保護第三者点検委員会委員を受嘱している。

（５）「自分で作るセミナーチラシの作り方

日時：2021 年 7 月 28 日（水）14 時から 16 時

講師：坂田静香さん

参加者

内容：目を引くチラシを作りたいけど、見やすく分かりやすくするにはどうしたらよいのか。レイアウトやキャッチコピー作成のコツについて、プロの講師が一から教えて頂きました。

（６）「ガバナンス」と「コンプライアンス」を学ぶセミナー

～社会から信頼される組織となるために～

非営利組織では、よく耳にする「コンプライアンス」と「ガバナンス」。分かったような気がしても、実際に尋ねられると答えに窮することがあります。非営利組織や社会企業ならば、それぞれの意味を正しく把握しておくべきです。

本セミナーでは、コンプライアンスとガバナンスの意味や違い、それぞれの背景や注意点を紹介しました。

日時：1 回目 2021 年 5 月 19 日（水）13 時～15 時

2 回目 2021 年 5 月 25 日（火）18 時～20 時

※1 回目と 2 回目の内容は同じです。

内容：ガバナンスとは何か

なぜガバナンス体制が重要なのか

コンプライアンスとは何か

なぜコンプライアンスが必要か

講師：太田達男さん

(公財)公益法人協会前理事長、現会長、

(一財)非営利組織評価センター 理事長

(公財)成年後見センター・リーガルサポート(公財)日本フィランソロピー協会, の各理事

(公財)渋沢栄一記念財団, (公社)日本アイソトープ協会各監事

(公社)日本サードセクター経営者協会設立時代表

京都大学法学部卒業、信託銀行役職員を歴任、44 年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000 年 4 月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000 年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始サードセクターの立場から提言活動を行う。市民との対話を大切にし、日本の公益活動の発展に重要な役割を果たしている

参加者：12 名

4) 講師派遣事業

日本工学院専門学校のほか、サードセクター組織、ソーシャルビジネスなどのセミナーの講師を務めました。

5) コンサルティングの実施

理事、正会員、及び JACEVO 認定コンサルタントによる、フロントラインのサードセクター組織の経営者対し、成果を生み出す組織としての経営コンサルティングを実施しました。今期はコロナ禍において、新しい活動様式をうみだそうとするサードセクター組織を重点的にサポートしました。東京都、愛知県、三重県、香川県、熊本県において実施いたしました。

コンサルティング実績：25 団体

新しい活動様式を生み出す団体：12 団体

6) コンサルタント養成講座

今年度は実施しませんでした。

3. サードセクターの在り方に関する調査研究と提言事業

1) サードセクター形成状況調査

ロジックモデルの作成、活用についての事例の収集を行いました。

2) 政府などへの提言活動

サードセクター組織におけるソーシャルインパクト評価について実態を調査しました。今後、評価の在り方についての提言の準備をしました。

※サードセクターとは

企業・行政と並ぶ三番目のセクターとして存在感を示す必要があることを意図した表現です。具体的には、社団法人・財団法人（一般、公益）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、厚生保護法人、協同組合、社会的企業、特定非営利活動法人、市民活動団体、地縁組織等を含めた、社会的課題を解決する広範な組織群を示しています。

Ⅲ 組織の運営に係る事項

1. 社員総会の開催

日 時：2020年11月20日（木）18:00～19:00

場 所：パシオン TOKYO （東京都大田区大森北二丁目3番15号）

出席者：会員6名

定足数24名（正会員47名）に対し、出席者6名、議決権行使書10名、委任状24名、合計40名であるため、総会の成立を確認しました。

第1号議案 第11期事業報告の承認に関する件

議長は法人11期（自2019年9月1日～至2020年8月31日）における事業状況を法人11期事業報告（案）により、詳細に説明報告し、その承認を求めたところ、原案通り満場一致にて承認可決しました。

第2号議案 第11期決算報告の承認に関する件

議長は法人11期（自2019年9月1日～至2020年8月31日）における決算状況を法人11期決算報告書案において説明報告し、下記の書類を提出し、監査委員は監査証明を提出し、その承認を求めたところ、原案通り、満場一致で承認可決しました。

第3号議案 役員の選任について

議長は理事については、理事辞任に伴い、選任の必要があることを述べました。被選任者としては、理事として、新に就任するものは野々山理恵子です。新任の理事については、氏名、略歴、当協会との関係等について説明がなされました。なお、野々山理恵子の任期は2020年11月20日から2021年度定時社員総会終結の時までであることが説明されました。下記のとおり満場一致で可決しました。

2. 理事会の開催

（1）第1回理事会

日時：2020年10月19日（月）18:00～20:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安1-9-22）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

菅家功氏理事辞任について承認されました。

野々山理恵子氏理事就任について承認されました。

協議事項：理事によるリレー講演について協議され実施することになりました。

（2）第2回理事会

日時：2010年11月6日（金）18:00～20:00

場所：パシオン TOKYO（東京都大田区大森北二丁目3番15号）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人12期社員総会議案について承認されました。

協議事項：理事によるリレー講演のテーマや講師について協議しました。

（3）第3回理事会

日時：2020 年 12 月 18 日（金）18:00～19:00

場所：パシオン TOKYO （東京都大田区大森北二丁目 3 番 15 号）

出席：決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 7 名、欠席 1 名、監事 1 名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

休眠預金の申請については継続審議としました。

（4）第 4 回理事会

日時：2021 年 1 月 15 日（金）18:00～19:30

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席 7 名、欠席 1 名、監事 1 名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

休眠預金（通常助成）の申請については承認されました。

協議事項：コンプライアンス委員会設置について協議され、継続的に協議することとしました。

（5）第 5 回理事会

日時：2021 年 3 月 19 日（金）18:00～19:30

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席 6 名、欠席 2 名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

佐賀県 CSO 誘致について協議され、継続審議となりました。

（6）第 6 回理事会

日時：2021 年 4 月 23 日（金）18:00～19:30

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席理事 7 名、欠席 1 名、監事 1 名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

「ギフトド」も生きやすい社会にする部会活動について承認されました。
協議事業：ブレインナビ配信について協議され、配信をすることとしました。

(7) 第7回理事会

日時：2021年7月18日（金）17:00～18:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安1-9-22）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席理事7名、欠席1名、監事1名

報告事業：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員入会について承認されました。

(8) 第8回理事会

日時：2021年8月20日（金）10:00～11:30

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安1-9-22）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席理事7名、欠席1名、監事1名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人13期事業計画について、原案通り承認されました。年次大会の
テーマ、提言活動について意見交換がなされました。

法人13期予算書について、原案通り承認されました。

資金調達・設備投資の見込みについて承認されました。

下記規定について、それぞれ原案通り承認されました。

倫理規定（改定）、コンプライアンス規定（改定）

理事の職務権限に関する規定

監事より休眠預金助成金事業の進捗について、質問がなされ、適正
に事業が推進なされていることが確認されました。

第12期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和3年11月

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

第 1 3 期 事業報告

2021 年 9 月 1 日～2022 年 8 月 31 日

公益社団法人

日本サードセクター経営者協会

I 基本方針

1. 事業に関する方針

政府・行政（第一セクター）や企業（第二セクター）に比べて力量が乏しく分断されていたサードセクター組織が連携・協力し社会的存在感が小さかった日本のサードセクターの形成を目指します。ビジョンと活力あふれるサードセクターが加わることで、三つのセクターがそれぞれ適切な役割を果たす多様な社会の実現することを目指します。設立時の理念の確かさを自覚し、下記に焦点を当て、事業を展開していきます。

- ・ 経営者の孤軍奮闘状況とセクター内部の縦割り構造の解消
- ・ 個々の非営利組織に求められている、自律的で成果を追求した経営力の向上
- ・ 公共サービス改革へのセクターとしての方針の表明と対応

サードセクター組織経営者の能力開発事業 (つなぐ事業)

非営利向けだけでなく、地域や社会の課題を解決するために事業をおこなう起業家向けの iSB 公共未来塾を開催していると、営利・非営利、個人事業主、任意団体問わず、ビジョンに溢れ、地域や社会の課題に関心を持ち、自分に何かできるのではないかと志高き経営者が増えていると感じます。

法人 13 期においては、iSB 公共未来塾の修了生が中心となって集まり、部会活動として、互いに情報交換したり、経験交流を行ったり、得意な分野でセミナーを行ったりしました。

その活動は、clubhouse や YouTube、ZOOM などの SNS を活用しました。

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業 (伸ばす事業)

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援において重要なことは人材養成です。恒例の iSB 公共未来塾（5 日間 10 コマ）を 7 クール開催しました。iSB 公共未来塾は、営利・非営利どちらの組織も対象としていること、受講生がビジョンを描くことをサポートすること、ツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を行い、社会性重視の経営ができるような軸をつくるサポートをすることが特徴です。

また、社会的インパクト評価のツールとして注目されているロジックモデルの中でも、当協会が開発したツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を

行いました。

新型コロナウイルスは、変異で弱毒しながら当分の間継続すると想定されます。With/after コロナ時代に向けて、サードセクター組織こそ、感染抑制だけを最優先にするのではなく、感染を抑えつつも社会経済生活を回す「新しい活動様式」を、開発していく必要があります。将来、さらに新たな感染症が繰り返し発生することを鑑み、いまこそ、デジタル化を推進し、その時のためにも「新しい活動様式」を創出していく必要があります。

高齢者、障害者、ひとり親、犯罪歴・非行歴のある少年など社会的弱者等の人たちへの支援を新しい形で始められた事業体を支援いたしました。

サードセクターの在り方に関する調査・研究と提言事業 (提言する事業)

新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化しています。増大するニーズを把握し、新たなチャレンジをしているサードセクター組織の経営実態や工夫をヒヤリング調査し、報告書をまとめ、広く公開いたしました。

2. 運営に関する方針

全国各地のサードセクター組織の経営者と連携をとり、協力を頂きながら、iSB 公共未来塾の開催や個別コンサルティングを行い、サードセクター組織が活力ある活動ができるように支援をしてきました。

II 事業報告

1. サードセクター組織経営者の能力開発事業

1) 部会活動

iSB 公共未来塾は2010年より開催しています。1回生、2回生が全国各地で活躍しています。先駆的な活動をしているサードセクター組織の経営者や iSB 公共未来塾の卒業生をゲストに招いてお話を聞いたり、互いの経験を交流し、情報交換しました。

(1) ケイエール IHACK 藤さんの相談室

Clubhouse を活用し、iSB 公共未来塾の卒業生や、当協会のプロジェクトと

連携・協力をしているサードセクター組織のリーダーをお招きし、起業の動機、事業の内容、事業の工夫や特徴、今後の展望などをお聞きし、参加者からの質疑応答とともに意見交換を行いました。

運営は、iSB 公共未来塾の卒業生を中心に行って頂きました。

第11回 9月11日(土)

起業して間もない、あるいはこれから起業する4人の起業家
こども食堂をおうちで開業した保育士の家崎桃子さん
ネット上に仮想商店街を起業した加藤みずほさん
防災・減災活動を行う NPO 法人 CONNECT 代表の原田美奈子さん、
旅行案内業を計画中の柿岡じゅん子さん

第12回 9月25日(土)石山恭子さん NPO 法人 amigo 理事長

第13回 10月9日(土)大屋幸子さん 株式会社大鵬 代表取締役社長

第14回 10月23日(土)野村順子さん 株式会社はぐくみ 代表取締役社長

第15回 11月13日(土)富澤泉さん 合同会社いづみカンパニー代表

第16回 12月11日(土)金丸利恵さん おうちごはん研究家

第17回 1月15日(土)齋藤幸子さん 一般社団法人手づくりマルシェ

第18回 2月19日(土)3人のひよっこ起業家

中国の伝統芸能である花文字作家の徳山祐希さん

魅力を引き出すドレスセラピストの奥山麻美子さん

「めでたしめでたし」な未来をつくる Medetashist の鴻野愛さん

第19回 5月28日(土)田中彩さん NPO 法人ママワーク研究所

第20回 7月23日(土)桑野りささん Bread Salon Lisa オーナー

下のリンクの「ケイエール」クラブメンバーとして登録して下さるかフォローしてください。

<https://www.joinclubhouse.com/club/ケイエールihach> 藤さんの相談部屋

（２）私のできるが未来を切り拓く「起業家物語」（第４回～第８回）

○第４回

山口 巴さん NPO 法人 Lotus 理事長

仕事と育児の両立に悩む母親をサポートするため、2010 年どんな職種でも利用可能な 365 日対応の保育園を創立以後、ベビーサインの導入、室内遊び場やコミュニティスペースの拡充など、地域の保育ニーズに柔軟に対応しつつ活動の場を広げています。



○第５回

大屋 幸子さん 株式会社大鵬 代表取締役

2015 年大田区唯一のビール工場「羽田麦酒」の工場運営の飲食店「羽田バル」をオープン。2020 年 7 月羽田イノベーションシティにて自家醸造所併設飲食店「羽田バル」2 号店をオープン。クラフトビールで地域団体と共に大田区活性化を目指す。2017 年度「OTA！いちおしグルメ」表彰店舗。

2018 年度、2019 年度「大田のお土産 100 選」受賞



○第６回

齋藤 幸子さん 一般社団法人手づくりマルシェ 理事長

花、お菓子の教室主宰 施設、病院、老人ホームなどの訪問ボランティア、子どもの育成サークル活動を行う。東日本大震災後、2013 年 3 月一般社団法人設立。避難してきた方達のコミュニティ支援活動を続けている。その他、福島の方の活性化販賣創出のためのイベント企画主催を継続開催している。福島の方の農水産物の風評被害払拭のため、県産使用加工品、菓子の商品開発と PR 販売をしている。



現在自社ブランド「TEZKURI MARCHE-ART」を立ち上げ、商品開発に取り組んでいる。「ジビエ鹿革ルームシューズ」は、「ベストサステナビリティ」受賞し、現在ニューヨークの『NYNOW』に出展中。

受賞歴 ・よしもと 47 シュフラン 2015 ・復興ビジネスコンテスト 2018 優秀賞 ・2020 年 ふくしま産業賞特別賞 ・東京インターナショナルギフトショー 「第 10 回 LIFE ×DESIGN 」 「ベストサスティナビリティ賞」 『ジビエ 鹿革ルームシューズ』 手づくりキット』 ・「ソーシャルプロダクツアワード」 優秀賞 2 月 16 日東京時事通信ホール授賞式

○第 7 回

富澤 泉さん 合同会社いづみカンパニー代表

短大を卒業し働いた東京都の自閉症専門施設で働くことが可能な障害の方たちがいることに疑問を感じ近隣の企業に実習だけでもさせてもらえないか、と飛び込み訪問した際、障害者が社会で働けるはずがないと言われた言葉が突き刺さり、自らが社会で立派に働けることを実現したい使命感だけで起業。餃子と言う食材に巡り合い行商から始め 24 年経過。障害者雇用して 18 年。現在に至る。



○第 8 回

渡邊とみ子さん いいたて雪っ娘かぼちゃプロジェクト協議会会長
までい工房美彩恋人 代表

1954 年福島市に生まれ。飯舘村に嫁ぐ。2011 年の原発事故災害により福島市に避難中、福島大学小規模自治体研究所と「かーちゃんの力・プロジェクト」を立ち上げる。また、飯舘村オリジナルのかぼちゃ「いいたて雪っ娘」の普及の為、避難先で生産・加工販売・広報活動を行い、避難解除後は飯舘村と福島市の 2 地域居住で活動を継続中。「ふくしまの今を伝える人」県外派遣事業で語り部として講演活動も行っている。



※動画は下記からご覧ください。

<https://brainnavi-online.com/set/1864>

(3) 女性起業家による SeedsSquare

iSB 公共未来塾の卒業生の 3 人の女性起業家が企画運営する Seeds Square

中国の伝統芸能である花文字作家の徳山祐希さん、魅力を引き出すドレスセラピストの奥山麻美子さん、「めでたしめでたし」な未来をつくる Medetashist の鴻野愛さん。それぞれのサービスを体験できるイベントを開催しました。

2) 年次大会

＜新しい活動様式を生み出すために＞

日程：2021 年 12 月 12 日 12:30～17:30

第 1 部 事例報告「休眠預金緊急助成 NPO 等が生み出す活動様式」

1 2 団体の実行団体の活動発表

第 2 部 基調講演「コロナ禍における新たな活動創造に向けた NPO のチャレンジ」

講師：柏木宏さん

法政大学大学院連帯社会インスティテュート運営委員長
(教授)

パネルディスカッション

「コロナ禍で増大するニーズと新たなチャレンジ」

＜コメンテーター＞

柏木宏さん

法政大学大学院連帯社会インスティテュート運営委員長
(教授)

鈴木均さん

一般財団法人日本民間公益活動連携機構事務局長

藤岡喜美子さん

公益社団法人日本サードセクター経営者執行理事

＜パネラー＞

小林大祐さん 一般財団法人たんぽぽの家事務局長

柴田萌さん 株式会社リリムジカ代表取締役社長

藤井 宥貴子さん 有限会社ミューズプランニング

代表取締役社長

丸山冬芽さん NPO 法人サポートセンターさわやか愛知
＜コーディネーター＞

後房雄さん

公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

参加者：35 名

内容：新型コロナウイルス感染拡大の影響は、ひとり親家庭、障がい児がみえる家庭等弱い立場にある家庭にさらに負荷がかかりました。

たとえば、放課後児童デイに通所させなかったことで言葉が話せなくなります。保護者は育児ストレスで毎日イライラします。非行少年への対面支援が難しくなります。高齢者がデイサービスやサロン等に通所しないと、足腰が弱くなり、引きこもりが増えます。感染拡大の恐怖により自発的に 外出を自粛する傾向もあり、長く続けば続くほど、ゆっくりと確実に高齢者の機能や能力は低下していきます。このように新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化していますが、同時にこれらを解決するための NPO 等の活動もまた、対面や濃厚接触が必要であるために活動 が困難になっていることが今回の事態に特有の重大な課題となっています。NPO 等は従来からの活動を継続するだけでなく、課題を深堀し、感染拡大を抑止しながらも地域や社会の課題を解決するために有効な「新たな活動様式」を生み出すという課題に直面しました。

コロナ禍において、これらの課題解決に、果敢に取り組んだ NPO 等の事例報告を共有するとともに、コロナ禍を経験した NPO 等が、今回の取り組みにより、これまでの事業を延命しながら継続するだけでなく、そもそもの支援の在り方について、根本から考え直す必要性、重要性に直面し、新たな事業を考え、実践しながら改善し、目標に向かっていく NPO 等の挑戦と NPO 等の経営力について議論を深めました。

2. サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

1) 地域社会雇用創造事業

社会性重視の経営を行う起業家の支援のための起業塾を7回開催しました。
ビジョンを描き、事業コンセプトを整理していく参加型の起業塾です。

(1) 第1回 地域や社会の問題を解決するための「創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021年9月10日(金)、17日(金)、24日(金)、
10月1日(金)、8日(金)

9:30～12:30 全5回 15時間

参加者：12名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	9/10 (金)	ビジネスとは何か ビジョンを描こう	・ビジネスとは何か ・これってビジネスになるの？ ・ビジョンを描こう	1.5	藤岡喜美子
		ソーシャルビジネスの事例から学ぶ	・有限会社でソーシャルビジネスを起業 ・事業の拡大の契機	1.5	藤井 有貴子
第2日目	9/17 (金)	ビジョン達成のための経営	・社会的価値と経済的価値の創出 ・ツリー型ロジック・モデル・シートとビジネス・モデルシートの活用	1.5	藤岡喜美子
		ロジックモデルをつくろう	・ツリー型ロジックモデルシートの作り方 ・ステップ1 ビジョンを描く(演習) ・ステップ2 長期成果、中期成果設定(演習)	1.5	藤岡喜美子
第3日目	9/24 (金)	商品サービスのコンセプト作り 広報戦略	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・SWOT分析 ・広報戦略	1.5	藤岡喜美子

		会計の基礎 資金調達	・会計の基礎 ・資金調達	1.5	藤岡喜美子 日本政策金融 公庫
第4日目	10/1 (金)	広報戦略	・広報戦略	1.5	丸山恵子
		ビジネス・モデル・シート をつくろう	・ビジネス・モデル・シート の活用と作り方	1.5	藤岡喜美子
第5日目	10/8 (金)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	後 房雄 藤岡喜美子 池本修吾
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生に よるブラッシュアップ	1.5	後 房雄 藤岡喜美子 池本修吾

講師

池本修吾さん 公益社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター 専務理事

丸山恵子さん ウーマンネッ（株）代表取締役

藤井 有貴子さん 熊本県交流館パレア館長、熊本市男女共同参画センター館長

株式会社ミューズプランニング代表取締役

後 房雄さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

日本政策金融公庫

（2）第2回 「創業スクール」（オンライン開催）

日程：2021年10月6日（水）、13日（水）、20日（水）、27日（水）

11月10日（水）

13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：12名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第1日目	10/6 (水)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ	・起業体験談	1.5	田端 翔太

		私の起業体験談	・ 起業の心構え		
第 2 日目	10/13 (水)	商品サービスのコンセプト 作り	・ 事業ドメイン ・ 顧客の価値を考える ・ 環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・ 提供先を決める ・ 付加価値をつける	1.5	小久保和人
第 3 日目	10/20 (水)	会計の基礎	・ 会計とは何か ・ 収支計画のつくりかた	1.5	城南信用金庫
		資金調達と資金繰り	・ 創業時必要な資金 ・ 資金調達 ・ 資金繰り	1.5	城南信用金庫
第 4 日目	10/27 (水)	プランをつくる	・ 5 W 1 H ・ スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		事業を実行する 顧客を得る	顧客を得る 広報戦略	1.5	藤岡喜美子
第 5 日目	11/10 (水)	ビジネスプラン の発表	・ ビジネスプランの発表	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・ コメンテーターと受講 生によるブラッシュアップ ・ ビジネスモデルとは	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人

講師

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

田端 翔太さん 株式会社アウトカム 代表取締役

城南信用金庫 経営サポート部

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(3) 第 3 回 「女性向け創業セミナー」 (オンライン開催)

日程：2021 年 10 月 28 日 (木)、11 月 4 日 (木)、11 日 (木)、
18 日 (木)、25 日 (木)

9：30～12：30 全 5 回 15 時間

参加者：26 名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第 1 日目	10/28 (木)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	増田恵美子
第 2 日目	11/4 (木)	商品サービスのコンセプト づくり	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値を分析する	1.5	小久保和人
第 3 日目	11/11 (木)	会計の基礎	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	西武信用金庫
		資金調達と資金繰り	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	西武信用金庫
第 4 日目	11/18 (木)	プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	丸山恵子
		事業を実行する、顧客を得る	・顧客を得る ・広報戦略	1.5	丸山恵子
第 5 日目	11/25 (木)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 福田紀子 藤岡喜美子
		ビジネスプランの ブラッシュアップ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	小久保和人 福田紀子 藤岡喜美子

講師

増田恵美子さん P0 法人ウイズアイ理事、事務局長
 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 丸山恵子さん ウーマンネッ（株）代表取締役
 藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(4) 第4回「世田谷女性向け創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021年11月15日(月)、22日(月)、29日(月)

12月6日(月)、13日(月)

9:30~12:30 全5回 15時間

参加者：17名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	11/15 (月)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	金丸利恵
第2日目	11/22 (月)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第3日目	11/29 (月)	財務諸表の基礎 資金繰りと資金調達	・財務諸表の基礎 ・資金繰りと資金調達	1.5	昭和信用金庫
		収支計画作成	・売上計画 ・必要な経費 ・収支計画作成演習	1.5	藤岡喜美子
第4日目	12/6 (月)	プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		広報戦略	顧客を得る 広報戦略	1.5	丸山恵子
第5日目	12/13 (月)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

金丸利恵さん

おうちごはん研究家。管理栄養士

小久保和人さん

K O Kコンサルティング代表・中小企業診断士

昭和信用金庫

丸山恵子さん ウーマンネット（株）代表取締役

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

（５）第５回「創業スクール」（オンライン開催）

日程：2022年1月15日（土）、22日（土）、29日（土）、
2月12日（土）、19日（土）

9:30～12:30、全５回 15 時間

参加者：13 名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第１日目	1/15(土)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	阿部隼也
第２日目	1/22(土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第３日目	1/29(土)	会計の基礎	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	共立信用組合藤岡喜美子
		資金調達と資金繰り	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	共立信用組合 藤岡喜美子
第４日目	2/12(土)	プランをつくる	・５Ｗ１Ｈ ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		広報戦略	：広報戦略の基礎 ・WEB マーケティング	1.5	丸山恵子

第5日目	2/19(土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子
		ビジネスプランのブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	小久保和人 藤岡喜美子

講師

阿部隼也さん 株式会社プッシュの代表取締役 CEO
小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
丸山恵子さん ウーマンネット（株）代表取締役
共立信用組合
藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

（6）第6回 「女性向け創業スクール」（オンライン開催）

日程：2022年7月2日(土)、16日(土)、30日(土)、

8月6日(土)、20日(土)

9:30～12:30 全5回 15時間

参加者：13名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	7/2 (土)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	桑野りさ
第2日目	7/16 (土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第3日目	7/30 (土)	会計の基礎 収支計画につくりかた	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	藤岡喜美子 共立信用組合

		資金繰り表の作り方 必要な資金と資金調達	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	藤岡喜美子
第4日目	8/6 (土)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEB マーケティング	1.5	桑野りさ
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第5日目	8/20 (土)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講 生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

桑野りささん Bread Salon Lisa オーナー

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(7) 第7回 「城南創業スクール」 (オンライン開催)

日程：2022年7月6日(水)、13日(水)、20日(水)、27日(水)

8月3日(水)

13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：20名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第1日目	7/6 (水)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	渡邊とみ子
第2日目	7/13 (水)	必要な資金と資金調達 資金計画、収支計画のづくり	・創業時必要な資金 ・資金計画、収支計画	2.0	日本政策金融 公庫

		かた 金融機関が見るポイント	・資金調達、資金繰り		
		必要な資金と資金調達 (2)	・資金調達(クラウドファンディング) ・資金調達(補助金)	1.0	城南信用金庫
第3日目	7/20 (水)	商品サービスのコンセプト 作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第4日目	7/27 (水)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEB マーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第5日目	8/3 (水)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人

講師

渡邊とみ子さん いいたて雪っ娘かぼちゃプロジェクト協議会会長
まてい工房美彩恋人 代表

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

丸山恵子さん ウーマンネット（株）代表取締役

日本政策金融公庫

城南信用金庫

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

2) フルコストリカバリーセミナー

iSB 公共未来塾や講師に招かれたときに、フルコストとは何かという理解、フルコストの回収の必要性を啓発しました。

3) 自主セミナー

(1) 感染対策勉強会

コロナ禍において、正しい情報にて、感染対策を行いながら活動を展開できるように感染対策勉強会を開催しました。

○第1回

日時： 2021 年 10 月 16 日（土） 14:00～16:00

内容：新型コロナウイルス（COVID-19）

感染症及び変異ウイルスの特徴と対策

参加者：5 名

講師：三村一行先生

埼玉医科大学総合医療センター 総合診療内科・感染症科

副診療部長兼教育主任 ・講師、医学博士（東邦大学）

日本内科学会総合内科専門医・指導医、日本呼吸器学会専門医

Infection Control Doctor、臨床研修指導医。

○第2回

日時:2021 年 11 月 5 日(金) 13:00～14:00

内容：小児科専門家視点から見た

ワクチン接種、デルタ株、子どもの感染の変化などについて

参加者：10 名

講師：齋藤昭彦先生

新潟大学大学院 医歯学総合研究科 小児科学分野 教授、

副医学部長

1991 年新潟大学医学部卒業。日本での小児科、米国での小児科、小児感染症の臨床のトレーニング後、2004 年カルフォルニア大学サンディエゴ校小児科助教授。米国で臨床医として、研究者として、多くの

業績をあげる。2008年に帰国、国立成育医療研究センターを経て2011年より現職。専門は、小児感染症、特に小児の臨床ウイルス学、予防接種。NHKの「きょうの健康」、「総合診療医ドクターG」など、一般向けのテレビ出演も多数。現在、日本小児科学会理事、日本小児感染症学会理事などの要職を務める。

(2) NPO向けITを活用した広報宣伝

デジタル化に向けてサードセクター組織に対し、IT活用のためにSNSに関する基礎知識、活用方法などのセミナーを開催しました。

日時：2021年12月15日(水) 10:00～11:30

講師：丸山恵子 ウーマンネット(株)代表取締役

内容：お金をかけずにITを活用した広報宣伝、販促方法について詳しく解説しました。コロナ禍だからこそ上手くIT活用をして業務認知を高め、支援者賛同者を増やすための仕組みづくりについて説明をしました。

参加者：30名

(3) 「地域社会の課題に取り組む「ひと」を育てるビジネススクール」 (オンライン開催)

日程：2022年5月14日(土)、28日(土)、6月11日(土)
25日(土)、7月9日(土)

9:30～12:30 全5回 15時間

参加者：15名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	5/14 (土)	サードセクター組織とは	・サードセクターへの期待 ・サードセクター組織の経営の特徴	1.5	後房雄
		ツリー型ロジックモデルを活用しよう	・ロジックモデルの登場とツリー型ロジック・モデル・シートの開発 ・ツリー型ロジック・モデル・	1.5	後房雄

			シートの活用 ・ビジョンを言葉に (演習シート)		
第 2 日目	5/28 (土)	ツリー型ロジックモデルをつくろう	・ツリー型ロジック・モデル・シートの作り方 ・ビジョンを描こう	1.5	藤岡喜美子
		ツリー型ロジックモデルをつくろう(演習)	・長期成果の設定 ・中期成果の設定 ・事業から短期成果 ・新規事業を考える	1.5	藤岡喜美子
第 3 日目	6/11 (土)	ビジネス・モデル・シートをつくろう ~持続可能な収益構造を考えよう~	・ビジネスモデルの 3 類型と事例 ・ビジネス・モデル・シートとは ・ビジネス・モデル・シートのつくりかた	1.5	藤岡喜美子
		ビジネス・モデル・シートをつくろう ~持続可能な収益構造を考えよう~	・ビジネスモデルシート ・作成演習	1.5	藤岡喜美子
第 4 日目	6/25 (土)	マーケティングとは	・商品・サービスのコンセプトづくり ・マーケティング ・広報戦略	1.5	藤岡喜美子
		会計の基礎	・会計がなぜ必要か ・会計の基礎	1.5	藤岡喜美子
第 5 日目	7/9 (土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	JACEVO 役員
		ビジネスプランのブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ	1.5	JACEVO 役員

講師

後房雄さん

公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

藤岡喜美子さん

公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

4) 講師派遣事業

(1) 日本工学院専門学校への講師派遣

IT カレッジ情報ビジネス科にて、学生がグループに分かれ、地域や社会の課題を解決するためのビジネスプランの作成を支援しました。

(2) サードセクター組織の職員向け研修会

藍ちゃんの家

(3) 委員派遣

伊勢市公益活動促進委員副委員長

5) コンサルティングの実施

理事、正会員、及び JACEVO 認定コンサルタントによる、フロントラインのサードセクター組織の経営者対し、成果を生み出す組織としての経営コンサルティングを実施しました。今期はコロナ禍において、新しい活動様式をうみだそうとするサードセクター組織を重点的にサポートしました。東京都、愛知県、三重県、香川県、熊本県において実施いたしました。

コンサルティング実績：25 団体

新しい活動様式を生み出す団体：12 団体

6) コンサルタント養成講座

日時：2022 年 2 月 20 日(日)、3 月 6 日(日) 9 時 30 分～18 時

場所：オンライン

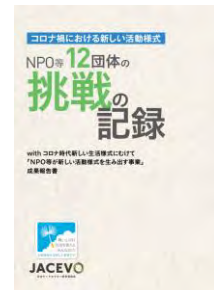
参加者：3 名

内容：ツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援ができ、ビジョンに共感し、サードセクター組織を寄り添い支援ができる人材の養成講座です。資格認定の条件を満たされた方は JACEVO 認定コンサルタントの認定証を交付しました。

3. サードセクターの在り方に関する調査研究と提言事業

1) サードセクター形成状況調査

(1) 新しい活動様式を生み出していく12のサードセクター一組織の報告書を公開しました。法人形態は、特定非営利活動法人、一般法人、社会福祉法人、株式会社、有限会社と多様な法人形態です。



報告書はHPよりダウンロードできます。

https://jacevo.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/jacevo_kyumin.pdf

File No.1 一般社団法人 アルバ・エデュ

File No.2 特定非営利活動法人 くまもとスローワーク・スクール

File No.3 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊財田

File No.4 特定非営利活動法人 とちぎアニマルセラピー協会

File No.5 特定非営利活動法人 Accept International

File No.6 一般社団法人 EFC 防災・介護・トイレのバリアフリー

File No.7 一般社団法人 たんぽぽの家

File No.8 株式会社 リリムジカ

File No.9 有限会社 ミューズプランニング

File No.10 特定非営利活動法人 福祉サポートセンターさわやか愛知

File No.11 特定非営利活動法人 胃癌を撲滅する会

File No.12 特定非営利活動法人 ノッポの会

伴走支援員より

- ・成果報告会基調講師

法政大学大学院連帯社会インスティテュート 運営委員長・教授 柏木宏

- ・審査委員

近畿大学経営学部 教授 京都大学公共政策大学院 講師 吉田忠彦

四日市大学総合政策学部 教授 松井真理子

産業能率大学経営学部 教授 中島智人

- ・感染症対策専門家

埼玉医科大学総合医療センター総合診療内科・感染症科 副診療部長・教育主任・講師 三村一行

あいち小児保健医療総合センター 元副センター長 山崎嘉久

新潟大学大学院 医歯学総合研究科 小児科学分野 教授 齋藤昭彦

多摩ファミリークリニック院長 日本プライマリ・ケア連合学会 副理事長 大橋博樹

・指定活用団体

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 事務局長 鈴木均

（２）ロジックモデルの作成、活用についての事例の収集を行いました。20 団体のツリー型ロジックモデルの公開の了解をいただき、今後作り方とともに公開していきます。

２）政府などへの提言活動

大田区社会福祉協議会、愛知県、三豊市などにサードセクター組織との協働について提言いたしました。

※サードセクターとは

企業・行政と並ぶ三番目のセクターとして存在感を示す必要があることを意図した表現です。具体的には、社団法人・財団法人（一般、公益）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、厚生保護法人、協同組合、社会的企業、特定非営利活動法人、市民活動団体、地縁組織等を含めた、社会的課題を解決する広範な組織群を示しています。

Ⅲ 組織の運営に係る事項

１． 社員総会の開催

日 時：2021 年 11 月 27 日（土）17:00～18:00

場 所：パシオン TOKYO （東京都大田区大森北二丁目 3 番 15 号）

出席者：会員 7 名

定足数 27 名（正会員 52 名）に対し、出席者 7 名、議決権行使書 2 名、委任状 22 名、合計 31 名であるため、総会の成立を確認しました。

第 1 号議案 第 12 期事業報告の承認に関する件

議長は法人１２期（自２０２０年９月１日～至２０２１年８月３１日）における事業状況を法人１２期事業報告（案）により、詳細に説明報告し、その承認を求めたところ、原案通り満場一致にて承認可決しました。

第２号議案 第１２期決算報告の承認に関する件

議長は法人１２期（自２０２０年９月１日～至２０２１年８月３１日）における決算状況を法人１２期決算報告書（案）において説明報告し、下記の書類を提出し、監査委員からの監査証明を提出し、その承認を求めたところ、原案通り、満場一致で承認可決しました。

- ・ 正味財産増減計算書
- ・ 正味財産増減計算書内訳書
- ・ 貸借対照表
- ・ 貸借対照表内訳書
- ・ 財務諸表に関する注記
- ・ 付属明細書
- ・ 財産目録
- ・ 監査証明

第３号議案 役員の選任について

議長は理事については、本定時社員総会の終結と同時に任期満了となるので、改選の必要があることを述べました。

被選任者としては、理事として、再任するものは、後房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、小西由美枝、野々山理恵子、今村正治、岩岡ひとみの８名、監事として再任するものは山田尚武、小山章仁が新たに就任することを説明しました。新任の監事については、氏名、略歴、当協会との関係等について詳細な説明がなされました。なお、監事の大崎泰寛は、一身上の都合により、任期満了にて退任することが説明されました。

下記のとおり満場一致で可決しました。

理事 後 房雄（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決した。

理事 田島 誠一（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 藤岡喜美子（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 池本 修吾（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 小西由美枝（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 野々山理恵子（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 今村 正治（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 岩岡 ひとみ（任期：2021 年 11 月 27 日～2023 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

監事 山田尚武（任期：2021 年 11 月 27 日～2025 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

監事 小山章仁（任期：2021 年 11 月 27 日～2025 年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

以上の全議決を、原案通り全会一致で可決しました。

なお、選任された後 房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、野々山理恵子、岩岡ひとみ、小山章仁は、席上にて、即時就任を承諾しました。理事の今村正治、小西由美枝、監事の山田尚武は、書面にて就任を承諾しました。

2. 理事会の開催

（1）第 1 回理事会

日時：2021 年 11 月 14 日（日）10:00～11:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席 6 名、欠席 2 名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人 13 期社員総会議案について承認されました。

協議事項：休眠預金の通常助成金の申請について協議されました。

（2）第 2 回理事会

日時：2021 年 11 月 27 日（月）18:00～20:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安 1－9－2 2）

出席：決議に必要な出席理事の数 5 名、出席 6 名、欠席 2 名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員の入会について承認されました。

会員の退会について承認されました。

協議事項：リレー討論会について協議されました。

（３）第３回理事会

日時：2022年8月26日（金）19:00～20:00

場所：jacevo 東海支部 住所：名古屋市北区平安１－９－２２ オンライン会議

出席者：決議に必要な出席理事の数５名、出席６名、欠席２名、監事１名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人14期事業計画について、原案通り承認されました。提言活動について意見交換がなされました。

法人14期収支予算書について、原案通り承認されました。

資金調達及び設備投資の見込みについて承認しました。

会員入会について承認されました。

監事より2020年度休眠預金助成金事業について、質問がなされ、適正に事業が完了されたことが確認された。

３．経営戦略会議の開催

（１）第１回経営戦略会議

日時：2022年2月9日（水）18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所

東京都大田区大森北二丁目３番15号 オンライン会議

出席者：田嶋誠一、後房雄、藤岡喜美子

内容：

（２）第２回経営戦略会議

日時：2022年5月2日（月）18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所

東京都大田区大森北二丁目３番15号 オンライン会議

内容：休眠預金の申請について、テーマと内容について議論しました。

（３）第３回経営戦略会議

日時：2022年7月27日（水）18:00～19:00

場所：jacevo 東海支部

住所：名古屋市北区平安１－９－２２ オンライン会議

内容：休眠預金の申請内容について議論しました。

職員の雇用について執行理事からの報告がありました。

4. その他

第12期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和4年11月

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

第14期 事業報告

2022年9月1日～2023年8月31日

公益社団法人

日本サードセクター経営者協会

I 基本方針

サードセクター組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて横断的につながり、互いに知見を学びあい(つなぐ)、互いに切磋琢磨して経営力を高め(伸ばす)、声をだし、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、日本が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たしながら連携し、多元的な社会の実現を目指すことを目的としています。

1. 事業に関する方針

サードセクター組織の経営者の能力開発事業（つなぐ事業）

あらゆる地域や社会課題の解決をすべて“官”に委ねるシステムは、もはや持続不可能であることは誰もが認識しています。新しい発想と機動力、柔軟な知力と行動力で社会変革に挑戦するサードセクター組織の基盤強化と発展が不可欠です。JACEVO は「優れた経営を行うサードセクター組織」が増えることを目指し活動しています。そのサードセクター組織が直面する課題は経営能力であると考えます。NPO関係者はかつて「経営」という言葉に拒否反応を示し、違和感を持っていましたが、最近では行政、企業、NPO等3つのセクターすべてが「管理」や「運営」でなく「経営」という表現を使うようになってきました。

地域や社会の課題を認識し、人々を結集し、解決策を見つけるための「道」を示すための「サードセクター組織の経営者」を繋ぎ、ともに学び、時には愚痴を語りあい、互いの知見を交換する部会活動や年次大会を行いました。

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業(伸ばす事業)

サードセクター組織の経営は、「ビジョンを設定し、ビジョン達成のために経営する」それは利益をだすことが目的でなく、ビジョン設定のために持続的な事業を行い「なんとかする」ということです。利益は結果としてだしていきます。

そして企業とNPO等は事業を行う組織であるという点で変わりはなく、事業を成功・発展させていくために必要な要素も共通点も多くあります。例えば、優れた経営を持続させるためのコーポレート・ガバナンス、透明性、説明責任が強く求められます。新事業の展開では、マーケティング、広報なども積極的に行うことが必要です。こうした経営努力はNPO等にも求められるものです。小規模のNPOでは、まず組織体制の

構築や適正な会計処理といった基本的なことが必要でしょう。さらに、社会的インパクトを増大させるためには、中期的戦略をたてる必要があります。組織の基盤強化のためには、持続可能な収益構造をつくることが不可欠です。単発の寄付に頼っている、経営はできません。サードセクター組織の経営者が有す資質を伸ばし、サードセクター組織の経営者にとって有効なセミナーや講座を実施しました。

サードセクターの在り方に関する調査、研究と提言事業(提言する事業)

ソーシャルインパクト評価は明確な目標を設定し、その進捗をモニタリングし、改善するためのツールとして役割が協調されています。そして具体的なツールとしてロジックモデル(以下LMという)が注目されています。LMはいろいろありますが、ツリー型ロジック・モデル・シート(以下TLMという)は当法人の後房雄が2005年に開発し、ガバナンスという雑誌に発表しています。また、作成方法については多くの皆様にご活用いただき、ブラッシュアップしていただきたく「稼ぐNPO」にて公開しています。

ところが、最近非常によく似たツールが公表されるようになってきました。表面的に模倣するとTLMは単なるLMの集合体となってしまいます。TLMは複数の事業(事業群)によって、ある程度大きな課題、ビジョン(将来実現しようとする状態)、目標を達成するという因果関係の全体像を1枚の図に示したものです。よってTLMはLMを集めたものとは質的に異なります。特に単線のLMは「事業ありき」「事業の正当化」のツールとして使われる可能性があります。誤った理解や表面的な模倣はソーシャルインパクト評価の役割を果たすどころか、サードセクター組織の良さを削いでいくツールとなってしまいます。

そこで、当協会が積極的にTLMの作成支援を行い、広く社会にその意味や意義を伝える準備を行いました。次年度はソーシャルインパクト評価とTLMについてのブックレットを作成し、現在のソーシャルインパクト評価に一石を投じます。

2. 運営に関する方針

本部と東海支部が連携し、全国各地のサードセクター組織の経営者と連携を取りながら、日本全国でのサービス展開を図り、JACEVOの理念実現に向けて活動していきます。

Ⅱ 事業報告

1. サードセクター組織経営者の能力開発事業

1) 部会活動

iSB 公共未来塾は 2010 年より開催しています。先駆的な活動をしているサードセクター組織の経営者や iSB 公共未来塾の卒業生をゲストに招いてお話しを聞いたり、互いの経験を交流しました。

(1) とことん SNS 活用 AtoZ セミナー

iSB 公共未来塾卒業生による企画です。

サードセクター組織こそ、広報戦略が必要です。SNS を本格的に活用し始めてから 3 年 4 ヶ月で、SNS の延べフォロワー数 12000 人を達成し、SNS を通した売り上げが 20 倍になった講師が、楽しみながら継続できる SNS 活用術を惜しみなくお伝えしました。

日程：2022 年 10 月 2 日(日)、11 月 13 日(日)、12 月 4 日(日)13:00～15:00

講師：大巳りささん

(株) エスキュリ・インスティテュート代表取締役 Bread Salon Lisa

参加者：7 名



大巳りささん 株式会社エスキュリ・インスティテュート代表取締役 Bread Salon Lisa 2006 年大手料理教室パン講師を経て、2009 年 1 月より自宅での天然酵母パン教室 Bread Salon Lisa 主宰。外部レッスン、各メーカーへのレシピ商品開発、一流シェフの講習会主催。

2020 年 6 月 7 日東急多摩川線矢口渡駅前にて、「安心安全なこだわりの素材のパンで健康になってほしい」という願いから天然酵母パン Bread Salon Lisa をオープン。SNS 活用の魔術師との定評があります。昨年より始めた小さなパン屋さん開業サポートは、東京をはじめ他県の方からの依頼も多くあります。今年度より「天使の指」と題して障がい者のかたとともに、パンづくりに挑戦しています。

(2) ギフテッド教育への招待 2022・2023

会員による企画です。

「専門家に聞くシリーズ」知りたい「ギフテッド」とはどんな子どもなの？
ギフテッドの子どもに必要な指導とは？子どもたちの個性を伸ばすには？

教育に携わる方々が知りたいことについて、教育学、発達心理学の専門家にお聞きしました。

【第1回】”子どもの「できた！」を支援する”

日程：2022年11月11日(金) 20:00～21:00

講師：愛媛大学教育学部教授 隅田学先生

参加者：50名

【第2回】「ギフティッドの子どもの気持ちの理解」

日程：2023年1月20日(金) 20:00～21:00

講師：上越教育大学大学院教授 角谷詩織先生

参加者：55名



(3) こども政策の新たな推進

こども政策の新たな推進～子ども家庭庁設置でどう変わる～

2022年6月、政府は「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」という3つの法律を成立・交付し、2023年4月にはこども政策のリーダーの役割として、こども家庭庁を設置しました。こども家庭庁の設置によって、政府の政策はどのように変わるのでしょうか。こども家庭庁の準備室の参事官からお話をお聞きし、政策について意見交換しました。

また、こどもを取り巻く課題は多様化・複雑化・深化が進み、政府・行政がすべての課題に対してきめ細かく対応することは事実上困難なものになってきています。愛知県は2004年、行政とNPOの協働のルールブックを全国に先駆けて制定し、知事と各NPOが署名し、協働を推進してきました。サードセクター組織と政府・行政との協働についても考えました。

日時：2023年12月15日(木) 15時～17時

場所：NPO プラザなごや（〒462-0819 名古屋市北区平安 1-9-22 3階会議室）

参加者：15名

「こども家庭庁の政策について」

山口正行氏内閣官房こども家庭庁設立準備室内閣参事官

意見交換

2) 年次大会

(1) 多角的福祉事業体の創出事業フォーラム

JACEVO では介護保険制度・障害者総合支援法・子ども子育て支援法等に基づくバウチャー制度を活用し、利用者目線で多角的に経営し、さらには制度外のサービスをも持続的に提供することを可能とする経営を行う事業体の支援をしました。

高齢者、障がいのある方、こども、外国人などの「困った」を、独自の工夫で、地域資源を活かし、制度内サービスを活用し、稼ぐ事業も行い、あるいは持続可能な寄付を仕組みをつくり、対価を得にくい制度外サービスも提供できる多角的福祉サービスを産みだす民間事業体創出を目指すフォーラムを開催しました。

日程：2023 年 1 月 22 日（日）13:00～15:30

会場：オンライン

参加者：76 名

内容：

13:00～13:10 開会挨拶、趣旨説明

後房雄（公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事）

13:10～13:40 「気軽に（笑）」から始め 21 年福祉は赤字でもやらなきゃと黒字事業もやり 190 人を雇用する多角的福祉サービス事業体へ」
湯浅しおりさん（特定非営利活動法人あいあい理事長）

13:40～14:10 「親子の笑顔と未来のために動いたら」

野口比呂美さん

（特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド代表）

14:10～14:20 休憩

14:20～15:30 パネルディスカッション

「多角的福祉サービスを提供する事業体への期待と広がり」

パネラー 湯浅しおりさん、野口比呂美さん、藤岡喜美子

コーディネーター 後房雄

スピーカープロフィール

■湯浅しおりさん



特定非営利活動法人あいあい理事長

2 児の母。2000 年、16 年続けた看護師から「気軽な気持ちで(笑)」介護職へ転職。尾鷲じゅうを営業に回り、勝手にチラシを作って配り、東京の本社を困惑させたという逸話がある。「面白いこと 1 回やってみたいよね」の精神で副理事を含めた少数のメンバーと NPO 法人を立ち上げ、2001 年に独立スタート。現在はスタッフ 240 名の規模に育てあげた。東日本大震災をきっかけに、津波避難ビルを兼ねた 7 階建ての介護・障害者支援施設を 2013 年に建設。

■野口比呂美さん



特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド代表

特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会副理事長

山形市在住。1991 年長女を出産後、育児サークルを結成。1998 年、育児サークルのネットワーク「やまがた育児サークルランド」(2003 年 NPO 法人)を立ち上げ代表となる。子育てしやすい地域づくりをめざし、育児サークル・子育て NPO 支援、育児情報提供、保育、女性の人材育成、調査研究等の活動を展開している。2002 年より山形市の中心市街地にて『子育てランドあ〜べ』(地域子育て支援拠点・一時預かり)を運営。東日本大震災後は、おもに福島からの避難家庭支援に幅広く取り組んだ。2014 年～山形大学小白川キャンパス保育所、山形市児童遊戯施設「べにっこひろば」(2017 より指定管理)を運営。人材の育成にも興味を持ち、山形県社会教育委員、山形市教育委員などを経験。2014 年から「マザーズジョブサポート山形」を山形県より受託。産業カウンセラーキャリアコンサルタント。

■後 房雄

公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

愛知大学地域政策学部教授

名古屋大学名誉教授

専門は、政治学、行政学、NPO 論。福祉国家と非営利セクター、自治体改革論などが研究テーマ。愛知県東海市において、市民参画、行政経営ができる総合計画作成支援を行い、その後、複数の自治体で政策アドバイザーを務める。著書に「NPO は公共サービスを担えるか」(法律文化社、2009 年)、共著に「稼ぐ NPO ～利益をあげて社会的使命へ突き進む～」(株式会社カナリアコミュニケーションズ、2016 年)、「現代日本の市民社会」(法律文化社 2019 年)、訳書に『準市場 もう一つの見えざる手 ～選択と競争による公共サービス～』等。

■藤岡喜美子

公益社団法人日本サードセクター経営者協会（JACEVO）執行理事

東京海上火災保険（株）勤務、専業主婦になったあと、30代で婦人会長、福祉ボランティア団体を複数立ち上げ、その後地区推薦の町議会議員を務める。公益社団法人日本サードセクター経営者協会設立中心メンバー。市民、行政、企業の3つのセクターに身をおいた経験から新しい社会システム構築に向けての政策提言や活動を行う。複数の自治体で政策アドバイザーを務める。約1000件の起業支援実績がある。内閣府新しい公共の推進会議委員、中小企業庁 NPO 等新たな担い手に関する研究会委員、地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会委員、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）

「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」研究委員等政府委員歴任。

著書「ここがコミュニティ」市民フォーラム21・NPO センター2007年「サードセクター組織のためのビジネスモデルワークブック」JACEVO2011年。早わかり子ども子育て支援新制度（ぎょうせい）、「稼ぐNPO～利益をあげて社会的使命へ突き進む～」2016年株式会社カナリアコミュニケーションズ。「こどもと女性が安心できる任意の小規模避難所開設のためのハンドブック」2023年一般社団法人こども女性ネット東海。

2. サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

1) 地域社会雇用創造事業

社会性重視の経営を行う起業家の支援のための起業塾（10コマ）を2回、事業計画書作成セミナー2回、業種別セミナーを5回、販路拡大交流会1回開催しました。起業塾はビジョンを描き、事業コンセプトを整理していく参加型で開催しました。

（1）創業支援/事業計画書作成支援セミナー（オンライン開催）

日程：2022年9月22日（木）、29日（木） 9:00～12:30

参加者：23名

9月22日 （木）	創業支援セミナー	ビジョンを描く 商品サービスのコンセプトづくり	小久保和人さん
		創業に必要なマーケティングの知識 創業前に考えること・準備すること	小久保和人さん
9月29日 （木）	事業計画作成 セミナー	会計の基礎、収支計画のつくりかた	西武信用金庫
		事業計画作成のツボとコツ	西武信用金庫

講師

小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

益子智佳さん 株式会社コンサルート

(2) 販路拡大・交流会（オンライン開催）

日程：2022年10月12日(水) 13:30～16:30

参加者：19名

【第1部】 SNSの活用について	売上を20倍にしたSNS活用術 ・SNS基本的なテクニック ・SNS運営のコツ	大巳りさ
【第2部】 交流会	起業家による活動紹介と交流 「競争」から「共創」へ	藤岡喜美子

講師

大巳りささん エスキュリ・インスティテュート代表取締役 Bread Salon Lisa

江原明彦さん 日本政策金融公庫五反田支店 融資第二課長/中小企業診断士

小久保和人さん KOK コンサルティング代表/中小企業診断士

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

立山恵子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会

(3) 業種別セミナー【社会を支えるソーシャルビジネス】（オンライン開催）

日程：2022年10月29日(土)13:30～16:30

参加者：18名

内容

- 13:30～14:00 「ソーシャルファームへの期待」
藤岡喜美子
公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事
- 14:00～14:40 「障がいのあるかたとともに、地域づくり」
大屋幸子さん 株式会社大鵬 代表取締役
- 14:40～15:20 「障がいがあると働けないの？」
富澤 泉さん 合同会社いづみカンパニー代表
- 15:30～16:30 パネルディスカッション「ソーシャルファームの広がり」
パネラー 大屋幸子さん、富澤泉さん、城南信用金庫
藤岡喜美子
コーディネーター 後房雄
公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

(4) 女性向け創業支援/事業計画書作成支援セミナー（オンライン）

日程：2022 年 11 月 25 日(金)、12 月 2 日(金) 9:30～12:30

参加者：20 名

11 月 25 日 (金)	創業支援セミナー	ビジョンを描く 商品サービスのコンセプトづくり	小久保和人
		創業に必要なマーケティングの知識 創業まえに考えること・準備すること	小久保和人
12 月 2 日 (金)	事業計画作成 セミナー	会計の基礎、収支計画のつくりかた	昭和信用金庫
		事業計画作成のツボとコツ	昭和信用金庫

講師

小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

武田直也さん 昭和信用金庫 創業者支援施設スタートアップえびす
インキュベーションマネージャー

(5) 業種別セミナー【保育サービスの課題と可能性】（オンライン）

子育て関連の新規マーケットについて～こども家庭庁の創設に伴って～

日程：2023 年 1 月 27 日（金） 13:00～16:00

参加者：4 名

内容

13:00～13:45 「子ども子育て関連の制度の流れ」

佐藤純子さん 流通経済大学 社会学部社会学科教授
NPO 法人 日本プレイセンター協会理事長

13:45～14:30 「保育起業家による事例報告と今後の経営戦略」

宮武慎一さん 社会福祉法人調布白雲福祉会理事長

14:30～16:00 「どうなる！どうする子育て分野の事業」

トークセッション(鼎談)

佐藤純子さん、宮武慎一さん、藤岡喜美子

(6) 業種別セミナー【新時代を迎えるネットビジネス】（オンライン）

商品やサービスをネットで販売したいけど、何を準備すればよいか
わからない方のための EC 販売セミナーです。

始めるには悩みも多い方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

10 年以上中小企業のインターネットを活用した販路開拓支援、DX 支援

に従事している講師が詳しく解説しました。

日程：2023年2月24日（金） 9:30～12:30

参加者：9名

講師：丸山恵子さん WOMANET 株式会社 代表取締役

（7）DX 等活用セミナー「PEST 分析に使えるテキストマイニング」（オンライン）

ビジネスの置かれている環境を知るために必要な PEST 分析ですが、それはどのように行えばいいのでしょうか？

その問いに答えられるようになるのがこのセミナーの目的です。

PEST 分析がどのようなものかは分かっていますが、その詳しい方法は誰も教えてくれません。その理由は、調べるべき情報が多すぎる事と、調べる人による解釈が曖昧な事です。そこで、曖昧な情報を大量に分析する事に適したテキストマイニングを使う事で、誰でも効率的に PEST 分析を行う方法を身につける事ができます。

日程：2023年3月14日（火） 13:30～16:30

参加者：9名

講師：金井伸也さん

専門学校東京テクニカルカレッジ データサイエンス+AI 科 科長
修士（理学）、修士（経営学）

（8）「城南創業スクール」（ハイブリット開催）

日程：2023年7月7日（金）、21日（金）、28日（金）

8月4日（金）、18日（金）13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：11名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第 1 日 目	7月7日 （金）	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ ビジネスとは何か ・ ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ起業体験談	・ 起業家体験談 ・ 起業の心構え	1.5	千葉駿介
第 2 日 目	7月21日 （金）	商品サービスのコンセプト作り	・ 事業ドメイン ・ 顧客の価値を考える ・ 環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・ 提供先を決める ・ 付加価値をつける	1.5	小久保和人

第 3 日 目	7月28日 (金)	必要な資金と資金調達(1) 資金計画、収支計画の作り方 金融機関が見るポイント	・創業時必要な資金 ・資金計画、収支計画 ・資金調達、資金繰り	2.0	竹山裕介
		必要な資金と資金調達 (2)	・資金調達(クラウドファン デング) ・資金調達(補助金)	1.0	城南信用金庫
第 4 日 目	8月4日 (金)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEB マーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第 5 日 目	8月18日 (金)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	城南信用金庫 日本政策金融公庫 藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	城南信用金庫 日本政策金融公庫 藤岡喜美子 小久保和人

講師

千葉駿介さん	株式会社 neoAI CEO
小久保和人さん	KOK コンサルティング代表・中小企業診断士
竹山裕介さん	日本政策金融公庫五反田支店 融資第二課長中小企業診断士
丸山 恵子さん	WOMANET 株式会社 代表取締役
城南信用金庫	経営サポート部
藤岡喜美子さん	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(9) 「女性向け創業セミナー」(オンライン開催)

日程：2023年8月5日(土)、12日(土)、19日(土)、26日(土)、
9月9日(土) 9:30~12:30 全5回 15時間

参加者：13名

日程		テーマ	講座概要	実施 時間	講師
第	8月5日	ビジネスとは何か	・ビジネスとは何か	1.5	藤岡喜美子

1 日 目	(土)	ビジョンを可視化する	・ビジョンを可視化する		
		事例から学ぶ起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	界外亜由美
第 2 日 目	8月12日 (土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第 3 日 目	8月19日 (土)	会計の基礎 収支計画につくりかた	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	藤岡喜美子
		資金繰り表の作り方 必要な資金と資金調達	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	藤岡喜美子
第 4 日 目	8月26日 (土)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEBマーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第 5 日 目	9月9日 (土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

界外亜由美さん mugichocolate 株式会社 代表取締役
小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士
丸山恵子さん WOMANET 株式会社 代表取締役
藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(10) 業種別セミナー【保育サービスの課題と可能性】(オンライン)

2023年4月にはこども家庭庁が新設され、新たな政策が推進されていきます。保育園の運営、保育園種類や制度の基本的なこと、基準のこと、保育内容のこと、使える補助金のことについてお話いただきます。保育園を開業し

たい方・関心がある方子育て支援を行いたい方のために、創業経験者から具体的なお話をしてもらいます。

日程：2023年8月27日(日) 13:00～16:00

参加者：3名

講師：小西由美枝さん はぐはぐキッズ株式会社代表取締役

2) フルコストリカバリーセミナー

iSB 公共未来塾や講師に招かれたときに、フルコストとは何かという理解、フルコストの回収の必要性を啓発しました。

3) 自主セミナー

(1) 持続可能な収益構造のためのセミナー【ハイブリット】

【1日目】

日時:2023年7月26日(水) 12:30～14:30

参加者：オンライン11名、会場11名

内容：

12:30～13:30 「日本における行政と NPO との協働と多角的福祉サービスの必要性」

後房雄 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

13:30～14:30 「制度内サービスと制度外サービスを提供し、

どのように相乗効果を生み出すか」

丸山 冬芽さん NPO 法人福祉サポートセンター さわやか愛知 副理事長

さわやかタウン施設長 養成 共 育部 管理者

【2日目】

日時:2023年7月27日(木) 10:00～12:00

参加者：オンライン6名、会場11名

内容：

10:00～ 11:00 「休眠預金評価システムの現状と成果を生み出す評価制度へ」

後房雄 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

11:00～12:00 「指標の設定と現状値の測定」

4) 講師派遣事業

(1) 日本工学院専門学校への講師派遣 通年

IT カレッジ情報ビジネス科にて、学生がグループに分かれ、地域や社会の課題を解決するためのビジネスプランの作成を支援しました。

(2) 起業セミナー

場所：emCAMPUS STUDIO

内容：あなたの『好き』を『仕事』にする

日時：2022 年 9 月 18 日（日）13:00～15:00

講師：藤岡喜美子

参加者：28 名

(3) NPO セミナー

場所：武蔵野プレイス

内容：NPO のビジネスモデルとフルコスト

日時：2022 年 9 月 18 日（日）13:00～15:00

講師：後房雄

参加者：26 名

(4) 蕨市協働セミナー

日時：2023 年 8 月 3 日（木）13:30～15:00

場所：蕨市中央公民館

内容：「協働の基礎知識」

参加者：30 名 職員、市民

(5) 委員派遣

伊勢市公益活動促進委員副委員長

委員：藤岡喜美子

5) コンサルティングの実施

理事、正会員、及び JACEVO 認定コンサルタントによる、フロントラインのサードセクター組織の経営者対し、成果を生み出す組織としての経営コンサルテ

ィングを実施しました。今期は多角的福祉サービスを創出するサードセクター組織を重点的にサポートしました。福島県、東京都、三重県、奈良県、兵庫県において実施いたしました。

コンサルティング実績：35 団体

多角的福祉サービスを創出する事業体：6 団体

6) コンサルタント養成講座

日時：2023 年 4 月 16 日(日)、4 月 23 日(日) 9：30～18:00

場所：オンライン

参加者：5 名

内容：ツリー型ロジック・モデル・シート（TLM）の作成支援ができ、ビジョンに共感し、サードセクター組織を寄り添い支援ができる人材の養成講座です。資格認定の条件を満たされた方は JACEVO 認定コンサルタントの認定証を交付します。課題の TLM を提出された 3 名が今後上席コンサルタントのコンサルティングに同席します。

3. サードセクターの在り方に関する調査研究と提言事業

1) サードセクター形成状況調査

ツリー型ロジック・モデルシートの事例の収集を行いました。20 団体のツリー型ロジックモデルの公開の了解をいただき、今後作り方とともに公開の準備をしました。

2) 政府などへの提言活動

大田区、愛知県にサードセクター組織との協働について提言いたしました。

※サードセクターとは

企業・行政と並ぶ三番目のセクターとして存在感を示す必要があることを意図した表現です。具体的には、社団法人・財団法人（一般、公益）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、厚生保護法人、協同組合、社会的企業、特定非

営利活動法人、市民活動団体、地縁組織等を含めた、社会的課題を解決する広範な組織群を示しています。

Ⅲ 組織の運営に係る事項

1. 社員総会の開催

日 時：2022年11月12日（土）18:00～19:00

場 所：パシオンTOKYO/オンライン

出席者：7名

定足数29名（正会員59名）に対し、出席者7名、議決権行使書6名、委任状23名、合計36名であるため、総会の成立を確認しました。

第1号議案 第13期事業報告の承認に関する件

議長は法人13期（自2021年9月1日～至2022年8月31日）における事業状況を法人13期事業報告（案）により、詳細に説明報告し、その承認を求めたところ、原案通り満場一致にて承認可決しました。

第2号議案 第13期決算報告の承認に関する件

議長は法人13期（自2021年9月1日～至2022年8月31日）における決算状況を法人13期決算報告書（案）において説明報告し、下記の書類を提出し、監査委員からの監査証明を提出し、その承認を求めたところ、原案通り、満場一致で承認可決しました。

- ・ 正味財産増減計算書
- ・ 正味財産増減計算書内訳書
- ・ 貸借対照表
- ・ 貸借対照表内訳書
- ・ 財務諸表に関する注記
- ・ 付属明細書
- ・ 財産目録
- ・ 監査証明

第3号議案 役員の選任について

議長は理事については、本定時社員総会の終結と同時に任期満了となるので、改選の必要があることを述べました。

被選任者としては、理事として、再任するものは、後房雄、田島誠一、藤岡

喜美子、池本修吾、小西由美枝、野々山理恵子、今村正治、岩岡ひとみの 8 名、監事として再任するものは山田尚武、小山章仁の 2 名。

下記のとおり満場一致で可決しました。

理事 後 房雄(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決した。

理事 田島 誠一(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 藤岡喜美子(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 池本 修吾(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 小西由美枝(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 野々山理恵子(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 今村 正治(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 岩岡ひとみ(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

監事 山田尚武(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

監事 小山章仁(任期:2022 年 11 月 22 日～2024 年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

以上の全議決を、原案通り全会一致で可決しました。

なお、選任された後房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、小西由美枝、山田尚武、小山章仁は、席上にて、即時就任を承諾しました。理事の今村正治、野々山理恵子、岩岡ひとみは、書面にて就任を承諾しました。

2. 理事会の開催

(1) 第 1 回理事会

日時:2022 年 10 月 29 日(土) 18:00～19:00

場所:JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安 1-9-22)

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席 名、欠席 名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人14期社員総会議案について承認されました。

会員入会について承認されました。

協議事項：公益法人としての経営方針について意見交換がなされた。

（２）第２回理事会

日時：2023年2月13日（金）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安1-9-22) / オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

審議事項：R4年休眠預金活用事業「多角的福祉事業創出」採択団体について
会員入会について

協議事項：公益財団法人認定委員会報告について

一般財団法人日本民間公益活動連携機構の評価制度について

（３）第３回理事会

日時：2023年4月19日（水）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安1-9-22) / オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

報告事項：岩岡理事辞任について

2022年度休眠預金活用事業審査結果公表について

協議事項：2023年度休眠預金活用事業申請について

JANPIA 評価の手引書について

（４）第４回理事会

日時：2023年7月5日（水）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安1-9-22) / オンライン

出席者：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

報告事項：岩岡理事辞任について

2022年度休眠預金活用事業進捗状況について

2023年度東京都創業スクール予定について

審議事項：役員変更について承認されました。

協議事項：2023年度休眠預金活用事業申請について

JANPIA 評価の手引書について

（５）第５回理事会

日時： 2023 年 8 月 21 日（月） 19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安 1－9－22） / オンライン

出席者：決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 6 名、欠席 1 名、監事 1 名

報告事項：代表理事後房雄、執行理事藤岡喜美子より JNAPIA が作成した評価手引書について、現在意見交換をしていることが報告された。

審議事項：法人 15 期事業計画について承認されました。

法人 15 期収支予算書について承認されました。

資金調達及び設備投資の見込みについて承認されました。

３．経営戦略会議の開催

（１）第１回経営戦略会議

日時：2022 年 12 月 2 日（金） 18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所（大田区大森北二丁目 3 番 15 号）/オンライン

出席者：田嶋誠一、後房雄、藤岡喜美子

内容：休眠預金事業における評価の進め方について議論しました。

（２）第２回経営戦略会議

日時：2023 年 1 月 12 日（木） 18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所（大田区大森北二丁目 3 番 15 号）/オンライン内容：

内容：休眠預金の申請について、テーマと内容について議論しました。

（３）第３回経営戦略会議

日時：2023 年 2 月 22 日（水） 18:00～19:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安 1－9－22） / オンライン

内容：休眠預金をコンソーシアムで申請するかどうか議論しました。

職員の雇用について執行理事からの報告がありました。

４．その他

第 14 期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和 5 年 11 月

公益社団法人日本サードセクター経営者協会